# 令和3年村上市議会第1回定例会会議録(第6号)

## ○議事日程 第6号

令和3年3月19日(金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第1号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願
- 第 4 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について
  - 議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を 廃止する条例制定について
  - 議第19号 市有財産の無償貸付について
- 第 5 議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第21号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第22号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例制定について
  - 議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護 支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例制定について
  - 議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第15号)
  - 議第29号 令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)
  - 議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)
  - 議第31号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 8 議第 5号 令和3年度村上市一般会計予算
  - 議第 6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算
  - 議第 7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 8号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

議第 9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算

議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算

議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算

議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算

第 9 議第33号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第16号)

第10 議第34号 令和3年度村上市一般会計補正予算(第1号)

第11 閉会中の継続調査について

# ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# ○出席議員(21名)

1番	上	村	正	朗	君	2番	菅	井	晋		君
3番	富	樫	雅	男	君	4番	髙	田		晃	君
5番	小	杉	武	仁	君	6番	河	村	幸	雄	君
7番	本	間	善	和	君	8番	鈴	木	好	彦	君
9番	稲	葉	久 美	€ 子	君	10番	鈴	木	_	之	君
11番	渡	辺		昌	君	12番	尾	形	修	平	君
13番	鈴	木	いも	ナ子	君	14番	Ш	村	敏	晴	君
15番	姫	路		敏	君	16番	Ш	崎	健	二	君
17番	木	村	貞	雄	君	18番	長名	川名		孝	君
20番	大	滝	国	吉	君	21番	Щ	田		勉	君
22番	三	田	敏	秋	君						

## ○欠席議員(1名)

19番 佐藤 重 陽 君

# ○地方自治法第121条の規定により出席した者

 市
 長
 高
 橋
 邦
 芳
 君

 副
 市
 長
 忠
 聡
 君

教 育	長	遠		藤	友	春	君
総 務 課	長	竹		内	和	広	君
企画財政課	長	東	海	林		豊	君
自治振興課	長	渡		辺	律	子	君
税務課	長	長	谷	部	俊	_	君
市民課	長	八	藤	後	茂	樹	君
環境課	長	田		中	章	穂	君
保健医療課	長	信		田	和	子	君
介護高齢課	長	小		田	正	浩	君
福祉課	長	木		村	静	子	君
こども課	長	中		村	豊	昭	君
農林水産課	長	大		滝	敏	文	君
地 域 経 振 興 課	済 長	Щ		田	和	浩	君
観光課	長	大		滝		寿	君
建設課	長	伊	与	部	善	久	君
都市計画課	長	大		西		敏	君
上下水道課	長	Щ		田	知	行	君
会計管理	者	大		滝	慈	光	君
農業委員事務局	会 長	小		JII	良	和	君
選 管 ・ 監事 務 局	查 長	佐		藤	直	人	君
消 防	長	鈴		木	信	義	君
学校教育課	長	菅		原		明	君
生涯学習課	長	板		垣	敏	幸	君
荒川支所	長	平		田	智 枝	子	君
神林支所	長	石		田	秀	_	君
朝日支所	長	岩		沢	深	雪	君
山北支所	長	斎		藤	<u> </u>	浩	君

# ○事務局職員出席者

 事務局長
 小
 林
 政
 一

 事務局次長
 内
 山
 治
 夫

書 記 中 山 航

#### 午前10時00分 開 議

○議長(三田敏秋君) ただいまの出席議員数は21名です。欠席の者1名で、佐藤重陽議員からは入 院加療のため欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、これから本日の会議 を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力を お願いいたします。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(三田敏秋君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、富樫雅男君、16番、川崎健二君を指名いたします。ご了承を願います。

#### 日程第2 諸般の報告

○議長(三田敏秋君) 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

# [市長 高橋邦芳君登壇]

○市長(高橋邦芳君) おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、2月15日から16日にかけての強風被害につきましては、本定例会初日の諸般の報告の際に被害状況については調査中である旨ご報告をさせていただきましたが、調査の結果がまとまりましたので、ご報告をいたします。このたびの強風による人的な被害はありませんでした。民家の被害は3件の報告があり、外壁や屋根の破損等の被害であるとの報告を受けております。公共施設につきましては、建物の屋根や雨どい、シャッターの破損など31件の被害を確認いたしております。施設の種類ごとの状況につきましては、配付資料のとおりとなっております。確認を終えた施設から順次復旧を進めておりますが、全体の被害額といたしましては844万円程度になると見込んでいるところであります。

また、2月13日に発生した地震による被害についてでありますが、本定例会初日の諸般の報告でご報告申し上げた後に、神林有機リサイクルセンターの堆肥製造攪拌機枠の支柱の破損を確認をいたしました。現在は仮復旧を終え、施設につきましては平常の運営に戻っております。年明けから大雪や強風、地震など自然のものによる被害を続いており、被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げる次第であります。市といたしましては、公共施設に係る被害の速やかな復旧に努めるとともに、市民の皆様の安全と安心を確保できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告を申し上げます。防災行政無線等でお

知らせをいたしましたが、去る3月10日に本市10例目、11例目となる2名の方の感染が確認されました。この方々の接触者につきましては、現在調査中でありますが、陽性を確認したとの報告はなく、感染の拡大を抑えられているものと受け止めております。感染された方々の一刻も早い回復をお祈り申し上げますとともに、改めて市民の皆様にはこれまでと同様に、冷静な対応をしていただいていることに心より感謝を申し上げます。全国的に新規感染者数が減少してきているものの、下げ止まりの傾向が出ているとも言われており、まだまだ気の抜けない状況が続いております。他方、1都3県を対象とした緊急事態宣言が3月21日の期限をもって解除される方針が示されました。これから卒業・入学シーズンといった年度末を迎え、人の移動も増加する中、コロナ禍における経済活動と感染予防を両立させるといった新しい生活様式の実践を進める中で、新たな日常を実現させる必要があると考えているところであります。その上で、感染はいつ、誰にでも起こり得ることでありますので、市民の皆様にはいま一度感染防止策の徹底をお願い申し上げる次第であります。改めて申し上げますが、医療の最前線や市民生活を支える現場でご尽力をいただいておりますエッセンシャルワーカーの皆様に心より感謝を申し上げますとともに、感染者やその関係者に対するいわれのない差別が起こらないよう、市民の皆様には冷静な対応と思いやりのある行動を引き続きお願いを申し上げる次第であります。

次に、新型コロナワクチンの接種についてでありますが、新潟県においては、医療従事者向けの 接種が3月8日から開始されております。本市におきましては、ワクチン接種の今後のスケジュー ルにつきまして、3月15日配布の広報で、現時点での予定を市民の皆様にお知らせしたところであ ります。具体的なワクチン接種につきましては、国、県から示されたワクチンの配分量により、4 月中旬以降に介護医療院、介護療養型医療施設及び老人保健施設に入所されている方からワクチン 接種を開始し、5月上旬以降に全ての65歳以上の高齢者の方へと接種を進めてまいりたいと考えて いるところであります。また、接種券の送付時期につきましては、接種を開始する日時にできるだ け近い時期に行うことと国からの通知がありますことから、3月中旬以降といたしておりました高 齢者向けの接種券送付につきましては、4月中旬以降に送付することといたしました。なお、これ ら新型コロナワクチン接種に係る経費につきましては、本日補正予算を提出させていただいたとこ ろであります。引き続きワクチン接種に関する情報につきましては、適時適切に市民の皆様にお知 らせをしていくことといたしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。 次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る市民に対する生活支援、市内経済への支援について でありますが、令和3年度早々にスタートさせる事業につきましては、本日補正予算を提出させて いただきました。コロナ禍におけるUIターンの促進、不当な差別の防止等に関する啓発、事業者 の雇用維持に対する支援、生活困窮者や独り親世帯等に対する支援などの事業を計上させていただ いたところであります。今後も市内経済や市民生活の状況把握に努め、適時有効な支援策を講じて まいりたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第1号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願

○議長(三田敏秋君) 日程第3、請願第1号を議題といたします。

本件は、経済建設常任委員会に付託して、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告 書が議長宛てに報告をされています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) おはようございます。ただいま上程されております請願第1 号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願は、去る3月11日の経済建設常任 委員会において審査を行いました。

初めに、紹介議員に補足説明を求めた後、審査に入りました。

委員から、制度設計のためには、雇用調整助成金を利用している会社の数を把握する必要がある という意見がありました。

審査を終え、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第1号は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから請願第1号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について

議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい

て

- 議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援 基金条例を廃止する条例制定について

議第19号 市有財産の無償貸付について

○議長(三田敏秋君) 日程第4、議第15号から議第19号までの5議案を一括して議題といたします。 本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して、休会中ご審査願ったものですが、委員長から 議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長(小杉武仁君) おはようございます。ただいま上程されております議第15号から議第19号までの5議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月5日の午前10時から第1委員会室において、委員7名、副市長、担当課長及び担当職員、 議会事務局長出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を 受けた後質疑に入りました。

委員より、なぜ基金を設置するのかとの質疑に、企業版ふるさと納税で、信金中央金庫創立70周年事業として1,000万円の寄附をいただき、ジュニア育成などに使っていただきたいとの意向であったが、新型コロナウイルス感染症の関係で、今年度は事業費が縮小したことから、今後有効に使えるように基金に積み立てるものである。これまで内閣府と協議しながら進めてきたとの答弁。

委員より、基金の名称は村上市地方創生応援基金条例となっているが、名称にスケートパークを 入れ込まないと、市民にとって分かりづらいのではとの質疑に、企業版ふるさと納税の仕組みは限 定的であり、地域再生計画で内閣府の認定を受けて使用できるもの、地域再生計画はスケートボー ドの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトとして認定を受けた事業でなければ使えないものであ り、他の認可事例も確認して提案したものとの答弁。

委員より、地方再生計画認定申請マニュアルの資料によると、基金の要件には、その目的で事業単位が特定のもののみに限定されていることが明確に確認できるものとなっている。全国の市町村の例を見ると、明確な事業が基金名称になっているところもある。今後も村上市スケートパークのために寄附していただくことを考えると、明確な条例の設定が必要ではないかとの質疑に、内閣府と事前協議の上で基金を設置し、どんな事業に使うかは内閣府の指導を仰がなければならない。基金は、あくまでも寄附金に余剰が出た場合、保管して有効に使うための手法であり、目的において

本市が認められている事業は、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトだけとなることで、内閣府から条例に関する指摘はなく、名称についても問題や影響はないと考えているとの答弁。

委員より、基金条例の管理についてだが、3条の2項にある基金に属する現金は必要に応じ最も 確実かつ有効な有価証券に換えることができるとあるが、有価証券に換えることが適切なのか疑問 を持つがとの質疑に、有価証券に換えることは確率的に低く、会計管理者と協議し、他の基金と同 様に有利な運用をする上では、万が一のために幅広い規定とさせていただいたものとの答弁。

委員より、今後地域再生計画の変更があった場合は、この基金はどうなるとの質疑に、新たな再 生計画を申請し、国からの認定を受けることになるとの答弁。

委員より、名は体を表すというように、スケートボードの普及振興に使うことをアピールできるよう分かりやすい愛称をつけて、市民向けに発信する考えはないかとの質疑に、もっともな意見だと捉える。内閣府へ確認したところ、条例の名称についての変更はできないとの返答だったが、条文の中身については議決によって変わったのであれば、差し替えを認めるとのことであった。なお、条例に関する市民への情報発信の仕方は、愛称の検討も含め、工夫しながら行いたいとの答弁。

内閣府に確認事項があったため、ここで質疑を一時中断し、日程の変更を委員に諮り、議第15号については、8日に再開することと決定いたしました。

そこで、3月8日の午前10時から第1委員会室において、5日に引き続き議第15号 村上市地方 創生応援基金条例制定についてを議題とし、質疑を再開いたしました。

委員より、地方再生法第5条4項2号に規定される寄附活用事業に使うことと定められており、 内閣府の要件に合致した事業に使用するとのことなので、企業版ふるさと納税については、内閣府 が認定した地方創生プロジェクトによるスケートボード聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト以 外には使えないという理解でよいのか、再度確認するとの質疑に、現在の村上市においては、内閣 府で地方再生計画の認定を受けているのは、スケートボード聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトだけなので、この法律条文に基づいたものであり、それ以外の目的には使えない性質のものとの 答弁。

委員より、3条2項の有価証券について質疑もあったが、本市に11の基金条例がある中、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるという条文は、ほとんどの条例で確認できているが、いかがかとの質疑に、今まで有価証券に換えるまでの運用事例はないが、幅広に有利な方法の一つとして多くの条例に入れさせてもらっているとの答弁。

以上で質疑を終了したところ、3名の委員から修正案提出の動議がありました。提案者の提案理由の説明を求めたところ、どのような寄附活用事業に充てるための基金条例を設置するのか、市民に分かりやすくするため、条文に事業名称を明確に記載する必要があるとの説明がありました。

その後、修正案に対する質疑に入りましたが質疑なく、討論に入り、最初に原案について賛成の

討論を求めたところ、委員より、理事者の説明をはじめ、審議経過の中で原案のまま運営できると判断したことから原案に対して賛成したいとの討論、次に原案、修正案に反対の討論の求めたところ討論なく、次に原案に賛成の討論を求めたところ、委員より、条文の第1条はセカンドプロジェクトに活用すると読み取れるものであり、十分に理解できる条文の内容と感じる。また、市民に十分な説明をすることや愛称やセカンドネームをもって市民からも理解を得ることができると判断することから、原案に賛成するとの討論、次に修正案に賛成の討論を求めたところ、委員より、内閣府の返答では名称の修正はかなわぬが、議会の議決があれば条文の変更は可能だということから、市民に分かりやすい条文に修正することは必要だと捉えることから、修正案に賛成するとの討論、次に原案に賛成の討論を求めたところ、委員より、市民目線で捉えれば分かりやすい条例のほうがよいとの討論、次に修正案に賛成の討論を求めたが討論なく、議第15号の修正案について起立による採決を行った結果、可否同数のため、委員長においては否決と採決。よって、修正案は否決と決定いたしました。次に、原案について、起立による採決を行った結果、可否同数であったため、委員長においては可決と採決。よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号から議第19号までの4議案は、5日の議第15号の審議中断の後、審査を行いました。

議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当 課長から説明を受けた後質疑に入りました。

委員より、地下埋設の関係かと思うが、主に特定される対象となるのはとの質疑に、温泉が関係 する配管等であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを 議題とし、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立による採決を行った結果、議第17号については起立全員にて原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を廃 止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立による採決を行った結果、議第18号については起立全員にて原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 市有財産の無償貸付についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後質疑に 入りました。

委員より、村上市行政財産使用料徴収条例の第3条の使用料免除との関連はないのかとの質疑に、

普通財産貸付事務取扱要領に基づいた第5条第1項第1号によるもので、地方税法に定める学校法 人の寄宿舎に該当するものとなるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

- ○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 1番、上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) 議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、少々お聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、行政財産の使用料が値上げになったわけですが、その改正の根拠について担当課からどのような説明があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) 学生アパートに使用され、無償貸付けするもので……
- ○1番(上村正朗君) 議第16号、配管の地下埋設物の。
- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) 委員長報告のとおりでございます。地下埋設物に関することなのですが、瀬波温泉関係者の埋設物に使用するということでありました。4月1日県の条例の一部が改正されることによって、それに準じて本条例も改正するということであります。
- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) 県の条例に準じてということなのですが、その根拠の妥当性、私は生活保護の業務長かったわけですので、生活保護の業務はやたら審査請求とかの訴訟という形で訴えられることが多い業務でございましたので、県の条例に準拠するという、その根拠の妥当性といいますか、法的な妥当性について、委員会のほうで検討がなされたのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) 妥当性というような議論はありませんでした。
- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) では、ちょっと繰り返しでしつこくて申し訳ありませんが、妥当性についての検討がないということは、当然行政処分を不服とした申立ての訴訟とか、そういうのに裁判所で耐えられる内容かどうかということも議論にはならなかったということでよろしいでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) ありませんでした。
- ○1番(上村正朗君) では、どうもありがとうございました。

- ○議長(三田敏秋君) 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) それでは、基金条例のことなのですが、委員長のほうでの今の報告の中では、 内閣府のほうでは、条例の題目というのですか、題目は変えるのはちょっと難しいけれども、条文 については、議会の議決があればこれはよろしいですよということを確かに報告したと思いますけ れども、それで間違いないですか。もう一回お願いします。
- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) 間違いありません。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) それともう一つ、修正案の賛否同数となって、最終的に委員長が反対に入って否決されたということなのでしょうけれども、同数の場合はそのものはなきものとするという委員長の采配の中では分からぬでもないところもあるのですけれども、その後原案についても同数となったと。その原案として同数となったのもそういう観点から言うと、なきものとして扱うというのが大体は同数の場合は、議長あるいは委員長の采配の一つとして、大体はそういうふうにやると。そして、本会議でどうなるかを自分の意見も出して采配すればいいのだろうと。委員会の中では同数だからということで、委員長そのものはまずなきものとしておくという対応がベストだったのだろうと私は思うのですが、なぜ可決になったのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども、原案に対してなのです。可決修正案は反対というか、なきものとして委員長のすばらしい采配でいいのです、それで。原案に対しても、すばらしい采配で、同数の場合はまずなきものとしておくという態度がベストだったのだろうと私は思うのですけれども、それを賛成に回って可決させたと、委員会の対応としてみれば。それどうしてなのか聞きたいのです。
- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) 委員会の中でもるる議論がありました。その中で、個人的に 判断したところが大きいのですが、やはりこの条例については、このままの形で進めることがよろ しいだろうという私の個人の判断です。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) できれば委員長は最終日にここでのことが可決されるか否決されるかは、それは最終日議場での決裁です。そこに委ねるという形をぜひとっていただきたかったと私は思います。委員会は委員会として、同数なのでなきものとしてやるという姿を見せてあげるというのも私は委員長としての采配の一つであったのだろうなと思っております。委員長としてみれば、それは理事者が上げてきたものを一つ正しいなんていうような形をとったのだろうけれども、ぜひ今後ちょっとその辺も勉強していただきたいと思いますが、いかがですか。
- ○議長(三田敏秋君) 総務文教常任委員会委員長。
- ○総務文教常任委員長(小杉武仁君) ありがとうございます。最終日で当然皆さんの判断にかかっ

てくるということは承知しておりますし、そのような議員のおっしゃるような形で、今日は皆さん それぞれの考えの下で採決に至ると思いますので、これが答弁となります。

- ○15番(姫路 敏君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

議第15号に対しては、地方自治法115条の3及び村上市議会会議規則第17条の規定に基づき、本間 善和君ほか2名から議長宛てに修正案が提出されておりますので、これを議題といたします。

修正案提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、本間善和君。

[7番 本間善和君登壇]

○7番(本間善和君) おはようございます。それでは、議第15号 村上市地方創生応援基金条例制 定についての修正案の理由でございますが、設置、第1条の修正案でございます。

今回上程されています基金条例は、企業版ふるさと納税として、ご寄附をいただいたお金を新たに基金として積み立てる基金条例の制定でございます。寄附をいただいた給付金をどの事業に活用する経費に積み立てる基金条例かを明確にするため、原案に活用事業名称であるスケートボートの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの24文字を追加修正し、市民の目線で市民の皆様に丁寧に分かりやすく表すため、修正案としてお願いするものでございます。

なお、今回の修正に当たり、内閣府地方創生推進事務局発行のマニュアルの基金の要件に沿って、 内閣府に照会し、修正の条例案でもよしとした承諾をいただいていることを申し添えます。よろし くご審議お願い申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(三田敏秋君) これから修正案に対する質疑を行います。 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 修正案ご苦労さまでございます。ちょっと確認の意味で質問いたしますけれ ども、今提案者の理由をコンパクトに聞いていますけれども、もう一度なぜ修正案を提出すること になったのかという部分をちょっと細かく言ってもらえばありがたいのですけれども、いかがでし ょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) それでは、若干説明させてもらいます。

最初に、企業版ふるさと納税のこの設置される流れをちょっと説明したいと思います。地方公共 団体が地方創生戦略を策定いたします、最初に。今回地方であります村上市は、地方創生プロジェ クトとして、スケートボートの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの事業を作成し、国の承認

を得たという順序になります。この事業に対して、今現在村上市のホームページでは、目的は選手 のさらなる育成、子ども、若者がトップアスリートとなるよう、夢を応援する。さらに、にぎわい と交流、仕事の創出と地域の経済の振興により、地域の活性化が図られることを目的とするという 格好でホームページに記載されております。また、ホームページには、事業期間として2020年度か ら2024年度、4年間として寄附をお願いしたいと、そのようなことも書いてあります。それから、 これもホームページからなのですけれども、寄附の目標金額は3,000万円という格好でうたっており ます。企業に対しては、国のほうでは認定する以上、特権を与えております。寄附をいただいた企 業に対しては、寄附金の9割の法人税額を全額控除する特典という格好での特典まで与えておりま す。今回申請に当たって、村上市は事前の審査を受けておりました。しかし、申請マニュアルをよ く読んでみますと、基金の積み方、基金のつくり方について記載されております。その中に当該基 金の設置根拠となる条例においては、ここが重要なのですけれども、その目的が事業の特定のもの のみに限定されることが明確に定められていることと明記されていると、明記しなさいと、そうい うふうにマニュアルに記載されております。このようなことから、今回私は基金の目的であるスケ ートボードの聖地「むらかみ」のセカンドプロジェクトの事業名を条例に追加することで、今後ご 寄附をいただく事業者の皆様にも、市民の皆様にも、何のための基金であるかということが明確化 されるというふうに捉えて、修正案を提出したものでございます。

以上でございます。

- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 分かりました。ご丁寧にありがとうございます。

たしか委員会の中でも名は体を表すというようなことで、やっぱり条文等を読んだ中で、しっかりと分かる方向性が何の目的か、何のためにかという部分が必要だと私ながらも思っているのですけれども、その辺どういうふうに感じていますか。

- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 今回私村上市の条例案をつくる立場として、議会として、やはり条例という ものは、議員のためではなく、行政のためではなく、市民のためにつくるべきものが条例だと思い ます。そのためには、私たちに与えられた特権として、やはり村上市民の方に分かりやすく、丁寧 になるような、何のためにつくった条例なのかということが一目瞭然分かるように表すべきだと思 って、今回修正案を出しました。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 再度ちょっと確認しますけれども、内閣府に提案者含め、議会としていろい ろやり取りがあって、何か2日ぐらいかかったみたいですけれども、内閣府としてみれば、その修 正案についてみれば、委員長のほうでは題目は変えられないけれども、条文については議会議決が あれば大丈夫だよということに基づいて恐らく修正もされたのだろうと思いますけれども、内閣府

としてみては、承諾したというふうに提案者も言っていますけれども、それで間違いないのですか。

- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 今回のこの審議においては、総務文教の委員の皆様のご理解をいただいて、 2日間にわたって審議をさせてもらいました。というのは、内閣府の確認をしなければならないと いう非常に時間のかかる手間をかけました。そういうことで、一時審議を中断し、内閣府に確認し、 今回の私の提案の修正案でもいけますよという承諾を得た格好になっております。そのために2日 間に及んだという格好での審議を実施いたしました。
- ○15番(姫路 敏君) 分かりました。ありがとうございます。
- ○議長(三田敏秋君) 12番、尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) お疲れさまでございます。若干聞かせていただきたいのですけれども、この 企業版ふるさと納税、この条例自体は企業版のふるさと納税、いわゆるまち・ひと・しごと創生活 用事業であります。今回の基金条例というのは、そもそも企業版ふるさと納税に対して寄附していただいた浄財を基金の中に入れるというのが趣旨だと思うのです。提案者はそれと同じ理解していると思うのですけれども、この寄附がふるさと納税、それこそ委員会の審査の中でもありましたけれども、本当にスケートパークに特化した事業であります。だから、それを目的に各事業者が村上市の企業版ふるさと納税、いわゆるスケートパークの今後の振興事業に使っていただきたいという思いで寄附していると思うのです。ですから、それをあえてここの基金の中に名称を加える必要があるのかなというのが私の思いなのですけれども、その辺提案者としていかがでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 今のお答えですけれども、国のふるさと納税企業版という、こういうホームページも内閣府で出しております。これによりますと、ふるさと納税企業版という格好で、その事業主体が私たちの村上市においては、例えば今の場合、スケートパークの聖地云々という格好での事業をつけました。裏返して、また別の企業版で寄附を預かってもいいのです。だから、ふるさと納税となると、イコール云々ではないのです。今イコールスケートパークの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトという名前で、たまたま村上市はつけたという格好で、企業版ふるさと納税という格好で、まだまだ幾つもつくることができるのです、村上市が。理解できないかな。そういうことで、今はたまたま1つしかないから、はっきり言ってそれでもいいのではないかという意見もありました、皆さんの中で論議の中で。例えばですけれども、例えばこれからふるさと納税企業版を利用して、お城山に城の復元をしましょう事業という寄附金を集めるというと、企業版ふるさと納税、これを使うのです。この中の一つになってくると、そういう格好になりますので。これ見ると、ホームページを見ると、理解すると思います。
- ○議長(三田敏秋君) 尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) 先ほどの委員長報告の中で、そこまでの議論は委員会の中であったのかとい

うのが私は委員会出席していないので分かりませんけれども、少なくとも今提案されているこの議 案に関しては、あくまでも村上市の企業版ふるさと納税は、イコールスケートパークなのだという ふうに多分ほかの委員の方も理解をしていると思うし、私はそういう理解しているのですけれども、 何かたらればの話で将来的にという話になると、本間議員言うのも一理分かりますけれども、今現 状では私が言っていることは理解できませんでしょうか。

- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 今尾形議員言うことも私分かります。分かりますけれども、やはり最初の提案理由でもお話ししたとおり、やはり条例とは何だというところの根本だと思います。やはりそれは市民の皆さんが分かりやすいような条例をつくるべきだと、やはり根本はそこにいくと思います。内閣府に聞いて問い合わせてみなければ、この条例にスケートパークの聖地「むらかみ」というものが隠れているということが分からないと。そういう条例では、私は条例一発見てやはりスケートパークというものが分かるというのが条例だと思って修正案の提案を出したわけでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) この条例は、今回は基金条例です。そもそもは、この企業版のふるさと納税 というのは、村上市がそれこそ内閣府に申請して受理されたと、許認可を受けたということで、そ れはあくまでもスケートパークに特化した事業なので、ほかの事業との繰入れというのは、私は今 現在はできないのだというふうに理解しているのですけれども、提案者のお考えもう一度お願いし たいと思います。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) \_\_\_\_\_\_\_ やはり条例とい うのは、皆さんが分かるような条例をつくるべきだというふうに思っております。
- ○12番(尾形修平君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから議第15号の修正案及び原案について、併せて討論を行います。

討論の順序は、初めに原案に賛成の討論、次に原案及び議第15号の修正案に反対の討論、次に原 案に賛成の討論、次に修正案に賛成の討論の順に行います。

それでは初めに、原案に賛成の討論を許します。

4番、髙田晃君。

〔4番 髙田 晃君登壇〕

○4番(髙田 晃君) それでは、原案に賛成の討論を行います。

このたび上程されました議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定については、去る3月8日

の総務文教常任委員会において可決すべきものと決定されたものですが、この原案に賛成する理由 について申し上げます。

本条例は、企業版ふるさと納税を一定期間基金として積み立てる必要があるために条例化しよう とするものでありますが、3月5日の総務文教常任委員会において、基金の名称が分かりにくい、 どのような目的なのか分からない、市民に分かりやすくすべきなどの一部意見が出されました。そ こで、理事者側との質疑応答がなされる中、条例の修正について国に確認したところ、条例の名称 は変えることはできないが、条文の変更は可能であるということから、3月8日に審議が再開され た総務文教常任委員会において、第1条、設置の条文にスケートボードの聖地「むらかみ」セカン ドプロジェクトの文言が加筆された修正案が提出されましたが、この修正案は賛成少数で否決され たものであります。同じ内容で提案されました市民に分かりやすくという修正案の趣旨については、 全面的に否定するものではありませんが、実際に条文自体が市民の目に触れる機会は少ないという 状況を考慮したとき、名称を変えずに条文だけ変えることが本当に市民に分かりやすくするための 最善の解決方法とは思いません。名は体を表すと言いますが、名称を変えずに条文を変えても、体 を表すこと、すなわち実態解明、問題解決には至らないと考えます。そもそも企業版ふるさと納税 は、国が制定した市町村の地域再生計画の事業に当たるものであります。村上市が内閣府の認定を 受けた地方再生計画の事業は、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトでありま すので、本市の企業版ふるさと納税制度を活用して寄附されたお金は、スケートパークを活用した 地方創生事業、すなわちまち・ひと・しごと創生寄附活用事業にしか活用できないものであること は、地方再生法第5条第4項第2号に規定されているものであり、そのことは原案の条例第1条、 設置で読み取ることができます。したがって、これまでの経過や時間的な余裕のない状況下におい て、今可決すべき案件は修正案ではないと考え、原案に賛成するものであります。

なお、理事者側において、この基金条例を市民にも分かりやすく紹介し、普及させるためには、 丁寧な説明に努め、そして可能であれば、セカンドネームや愛称を付して発信することをお願いし、 賛成計論を終わります。

○議長(三田敏秋君) 次に、原案及び修正案に反対の討論を許します。

#### 動議の提出

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 15番、姫路敏君。

○15番(姫路 敏君) 動議いたします。

○議長(三田敏秋君) 何の動議ですか。

○15番(姫路 敏君) ここでいいですか。

○議長(三田敏秋君) そこでいいです。

- ○15番(姫路 敏君) 原案に対しての討論は期日があるのです。あって、議会運営委員会で定まってやっております。したがいまして、原案に賛成か反対かの討論は、事前に通告する必要があるのです。しかしながら、通告されているのは、討論通告書によると議第9号、議第10号、議第11号に対する稲葉久美子議員の反対討論だけです。したがいまして、このたびの髙田晃議員は、通告なしの原案の賛成討論ではこれはおかしいです。その部分に対して見れば全部削除していただくか、あるいは彼の文面から言うと、修正案に反対の討論としか思えません。そこをしっかりと議会運営委員会で確認取ってください。
- ○議長(三田敏秋君) これは朝9時半から確認取って、このように進めるということで、全国の市 議会議長会も確認済みであります。
- ○15番(姫路 敏君) そうすれば、この通告書は違うよということを事前に事務局から全ての議員 に通達がなければならないでしょう。
- ○議長(三田敏秋君) 先般の総務文教常任委員会においては、通告ということで括弧書きで入っていました。今日配付した資料には、姫路議員のやつには通告者のみと書かれていますか。先般の総務……
- ○15番(姫路 敏君) 私が言うのは……
- ○議長(三田敏秋君) 最初の……
- ○15番(姫路 敏君) 最初ではなくて、討論の……
- ○議長(三田敏秋君) 順序でしょう。
- ○15番(姫路 敏君) 原案に対する討論に対するのは、今の議第15号に関してみれば除外すると、 いわゆる通告期限を除外するということは16日でしたか、16か17あたりと思いますが、それを除外 するという連絡を先にやるべきでしょう。それがないままに今に来ているということは、原案に対 する反対討論が今できるのであれば、用意してきましたが、そういったものもできないということ になればこれはちょっと違うのではないですか。今朝議会運営委員会で決めたというのは、横暴な やり方であります。
- ○議長(三田敏秋君) 今姫路議員から動議だということなので、動議の賛成者はございますか。 〔「賛成」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(三田敏秋君) それでは、動議が成立しましたので、いま一度休憩を挟んで議会運営委員会 を開催します。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 開議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員長から報告を願います。 議会運営委員会委員長。

[議会運営委員長 尾形修平君登壇]

○議会運営委員長(尾形修平君) それでは、私から今ほど姫路議員から出された動議につきまして、 ご説明をいたします。

この件につきましては、本日午前9時半から議長室におきまして、委員7名、議長、副議長、議会事務局長が出席の下、議会運営委員会を開催しております。その協議内容については、先ほど議長からも報告があったとおりでありますが、本日付で本間善和議員ほか2名から議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定についての修正案が提出されました。内容について精査したところ、会議規則第17条の定める修正動議に関する要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、修正案の取扱いにつきましては、日程第4の議第15号の審査に係る総務文教常任委員会委員長の委員長報告を受けた後に、委員長報告に対する質疑を行い、その後修正案提出者の提案理由説明を受けました。次に、修正案に対する質疑を行い、討論の後ボタン式投票により採決することを決定いたしました。

討論の方法につきましては、原案及び修正案の討論を併せて行うこととし、その順序は原案賛成者、原案、修正案両方の反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順で行うことといたしました。この件に関しましては、皆さんの議席に配付のとおりに行っております。なお、この件につきましては、議長のほうから説明が十分なされたと思いますし、先ほど姫路議員からの事前通告が必要なのではないかということに関しましては、議会運営委員会としては、修正案が出た時点でそれは本来であれば仮に原案に対しての通告が出されていたのであれば、それは修正案が出た時点でお返しするのだというふうなことで結論をいたしました。この決定に関しましては、全会一致としてなされましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

- ○議長(三田敏秋君) ただいまの説明にご質疑ございます。 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) ご苦労さまです。この修正案の提出は、本日付なのです。 3月19日の本日付なのです。したがいまして、これがもし出なければ、原案に対する賛成討論、反対討論というのは通告がなかったわけですから、それで原案だけをやればいいと普通にということになりますが、修正案が出された時点で、本来であれば修正案の討論をいいか悪いか、考え方を本当は質疑するでしょう。今本間議員が質疑をする。その後討論に入って、修正案に対しての討論の賛成討論、反対討論を行って、修正案を先に終わらせてしまってから、それがまず賛成であれば、原案の修正していない部分に対しての賛否を問えばいいし、それは討論から入ればいいわけです、質疑を終えていますから。そうやって考えれば、同じ土俵の中に原案と修正案が登場してくること自体がこれはもう考えなくてはいけないし、また原案の通告期限は終わっているので、原案がもし通告するというこ

とは前もって分かっていれば、ここのところに通告者の名前を書いておくべきと、最初から。要するに原案に賛成、反対の討論を行う人の通告期限は既に終えているわけですから、それがもしあるのであればこの名前をここに告げておくべきです。でなければ、原案に対する賛成、反対討論は、あくまでも通告期限に沿ってのやり方、いきなりでは反対はありますかと、これ見せられて反対ありますという討論と、おいおいおい、待てよという話に変わるではないですか。私はどうも議会運営委員会のやっている内容がちょっと分からない。今尾形議員が説明しているけれども、どうしても分からない、その部分は。なぜ通告期限を許すのか、通告期限をなしにできるのか、19日に修正案出たから通告期限なしにできるのかが分からない。

- ○議長(三田敏秋君) 議会運営委員会委員長。
- ○議会運営委員長(尾形修平君) 姫路議員が今言っているその通告期限がなくなるというのが分からないということ自体が私言っている意味が分からないですけれども、この件に関しましては、事前に本間議員から議会事務局のほうに、こういうことで19日に修正案を出したいのだというような協議がなされていたものですから、私どもとしても、議会運営委員会の委員長として、事務局といろいろ打合せさせていただきました。その中で、今姫路議員がおっしゃっているような案件も想定されましたので、全国市議会議長会のほうにも確認を取って、基本的に修正案が出た時点で、討論1回の原則ということで、修正案と原案とを併せてやるということを全国市議会議長会のほうへ確認しておりますので、その指導に従って今回こういう形でさせていただきました。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) それは今後改めてもらいたいと思います。結局修正案が出されるということは、前もって事務局で分かっていて議会運営委員会を開いたのであれば、通告期限として第15号ですか、これは。議第15号に対してみての賛成、反対討論の期限は問わないということを周知しておくべきです、もし出された場合はということで。それがあって当然です。だって、原案に対しての賛成、反対討論の通告期限があるわけです。修正案が今出されようとしているので、それについて出された場合は、その期限をしないと。いわゆる当日でもいいですよということを通告しておくべきです。それで初めて成立します。これが今日になってから、もし出されなければその通告も有効です。出された場合はそうやりますということでいいのではないですか。そこまで配慮しないと、議員一人一人に対してわけ分からない。

それともう一つは、どうしても私は全国市議会議長会がどうだのこうだのいいますけれども、やっていることがロバート議事法にのっとっていないのだもの。ロバート議事法といえば、委員長もよく分かるとおりですけれども、その辺今後もう一回ちょっと吟味してもらいたいと思いますが、今後の議会運営委員会の中でも。

- ○議長(三田敏秋君) 議会運営委員会委員長。
- ○議会運営委員長(尾形修平君) 過去に村上市議会になってから、このような修正案が何度か出さ

れております。そのたびに対応が違っていたというのは事実でありますので、その辺を今後協議していきたいというふうに思います。

- ○15番(姫路 敏君) 以上です。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

午前11時30分まで休憩といたします。

午前11時17分 休憩

#### 午前11時30分 開 議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 それでは、原案及び修正案に反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) それでは、次に原案に賛成の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 次に、修正案に賛成の討論を許します。 17番、木村貞雄君。

〔17番 木村貞雄君登壇〕

○17番(木村貞雄君) 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定に対し、修正案に賛成の立場で 討論をいたします。

このたび村上信用金庫の応援により、信用金庫の中央機関である信金中央金庫が実施する企業版 ふるさと納税制度を活用した寄附の実施に当たり、村上市の地域創生事業スケートボードの聖地「むらかみ」プロジェクトを推薦し、寄附対象事業として選定されました。これにより中央金庫より村上市へ1,000万円が贈呈されました。それでそのお金の取扱いに関わる村上市地方創生応援基金条例 制定について提案されたわけであります。条例の設置、第1条は地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる ためという文章になっておりますが、これでは非常に分かりにくい。市では、国へ再生計画も申請しますし、また使い道についても、国のほうへ報告するわけです。しかしながら、この第1条には スケートボードのことは全く書かれていません。修正案は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の次にスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトという文字を追加したわけであります。この修正案については、事務局から国のほうへ確認を取ってもらい、修正しても大丈夫であるということをいただいております。今定例会で付託されております総務文教常任委員会においては、修正案の採決で賛成3、反対3の同数でありましたが、委員長の反対で否決されました。否決

はされましたが、この修正案に対して、指摘されたところもなく、ただ理事者から提案されたものに だけであります。修正案は、市民に分かりやすく、市民の目線で修正したものであります。

私最近読んだ本の中ですごく感銘を受けた言葉があります。それは覚醒という言葉です。かくはつかんむりの下に見ると書いて覚えるという字であります。せいは、左に西に下の横棒を1本入れた、右側に星という字を書いてかくせいと読みます。その意味は、心の迷いから目覚めるという意味で、以前にあったことを反省して目覚め、新しい方向に進むという意味だそうです。書いた人は大学の教授で、タイトルが覚醒日本ということで、今の日本政府にも、今の世界情勢の中で目覚めてほしいということであります。私は、この言葉を本市の議会に当てはめて考えたときに、やはりそういった迷いから議会も目覚めなければと強く感じました。今までは、理事者の提案に対して何事もなくスムーズに来られたと思います。このたびの地方創生というものは、地方のほうからしっかりと考える事業であると思います。また、皆さんもご承知かと思いますが、私も入れて有志議員で3月28日に討論会を予定しております。その間においても、この修正案も一つの話題になるかと思います。とにかく私は、今までのことは反省することもありました。しかしながら、今後は市民の声を聞いて、そして市民の目線で、あくまでも正論でただしていくこととし、このたびの修正案も市民の目線で、また今後の議会の活性化を目指して、村上市民のために行っていきたいと決意しているところでございます。

このたびの修正案は、ほんの一部を追加したものであります。今までも条例というものは、何年後に国の法改正に伴い、条例の一部改正の提案等があります。どうか議員の皆さん、この修正案にぜひご賛同賜りますよう、心から切に切にお願い申し上げまして、私からの賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長(三田敏秋君) 次に、原案に賛成の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 次に、修正案に賛成の討論を許します。

1番、上村正朗君。

#### 〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番(上村正朗君) 議第15号 村上市地方創生応援基金条例に対する修正案について、賛成の討論を行います。

修正案は、原案にあるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の内容を具体的に示す ものであり、条文を読めば一目瞭然、市民にとって分かりやすく、親切なものであると考えます。 地方自治法第1条の2に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると定めてい ますが、村上市においては、市民こそが主人公であり、市民にとって分かりやすい条例を定めるこ とに重要な意義があると思います。共に市民を代表する市長と市議会が抑制と均衡によって緊張関 係を保ちながら、市議会が市長と対等の機関として、市長提案の条例をより市民本位の方向で修正することは、二元代表制の本来の在り方だと考えます。条例原案でも基金の管理等について、特段支障があるものではないと考えますが、修正案のほうがより市民にとって分かりやすいものであるとともに、寄附を寄せていただいた信金中央金庫、村上信用金庫の皆さんの思いに具体的に応えるものであると思います。

以上のとおり所見を述べさせていただき、修正案に対する賛成討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長(三田敏秋君) 次に、修正案に賛成の討論を許します。

15番、姫路敏君。

[15番 姫路 敏君登壇]

○15番(姫路 敏君) 修正案に賛成の討論を行います。

この修正案に賛成する理由というのは、いわゆる先ほど賛成者が言うように、討論者が言うよう に、市民目線での条例であるということが私は一番だと思います。原案の基金条例も何かに反する ものではありません。内閣府の承認を得てやっているわけでございます。ただ、やっぱり読んだと きに、条文の中にやっぱりスケートパークというのがついたほうがより一層分かりやすくなるだろ うと。ここは、提案者の思いだけではなくて、やっぱり議会を通じて、そして内閣府のほうにも問 い合わせて、何だかんだで2日かけて、それで内閣府のほうもいいでしょうと、こういうことで承 諾を得たものでございます。先ほど尾形修平議員から質疑がございました。この原案の基金条例で あったとしても、スケートパークでしか使えないのでしょうと、そのとおりなのです。スケートパ 一クでしか使えない、今のところ、それは。修正案にそのことを明記しただけと私は思います。そ ういうのであれば、修正案としてそのことを明記して、そして確かに髙田晃議員さんがおっしゃっ ておりました、何か愛称みたいなのをつけて、市民に分かりやすく説明すればいいではないのと、 このことも付け加えると言いますが、それはそのときに説明するときにはあったとしても、やっぱ りきちんと条例の中にそのことを付け加えられたほうがいいと思います。原案であったとしても、 修正案であったとしても、その基金はスケートパークでしか今のところ使えないわけです、それは。 よく考えてみれば、先ほど言われたように、何か理事者提案に修正かけたり、あるいは反対したり することが議員として、議会として何かいけないのかなというような、何か今までの歴史から見る とそういうところがございますが、そうではなくて、やっぱり議会自らとして、せっかくですから この際修正をかけて、皆さんと一緒になって、この基金条例が市民のためになるようにやっていた だきたいなと、こういう思いでいっぱいでございます。ぜひ皆さんからも、この際賛同していただ いて、ぜひこの基金条例が本当にいいものになるように、原案以上にまたいいものになるように後 押ししていただければと思います。

これで賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長(三田敏秋君) 次に、修正案に賛成の討論はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、最初に議第15号の修正案をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議第15号の修正案は否決されました。

これから議第15号の原案についてボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。 最後に、議第19号をボタン式投票により採決をいたします。 本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。 それでは、昼食休憩のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

# 午後 1時15分 開 議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 発言の取消し

- ○議長(三田敏秋君) ここで、本間善和君から発言を求められておりますので、これを許します。 7番、本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 先ほど議第15号の修正案の質疑の中で、私からでございますが、

「\_\_\_\_\_」と発言しましたが、不適切な発言でございましたので、この部分の削除をお願いします。以後気をつけるようにいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) ご了承を願います。

- 日程第5 議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第21号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第22号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例制定について
  - 議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指 定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について
  - 議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(三田敏秋君) 日程第5、議第20号から議第26号までの7議案を一括して議題といたします。 本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から 議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) ただいま上程されております議第20号から議第26号までの 7議案については、去る3月9日、10日の両日午前10時から市役所第1委員会室において、委員全 員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開催いたしました。 その概要と結果について報告いたします。

初めに、議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改正に伴う対象者数に何人ぐらい影響がある方がいて、他の要因が不変だという前提で、この改正によって税額が上がるのか下がるのかとの質疑に、現在手元にある令和元年度実績の数字になるが、軽減対象者世帯数で4,809世帯が軽減世帯であり、令和元年度の国保の年度末の世帯数8,142世帯の6割弱が軽減の対象となっている。この対象者数の判定所得に影響が出ない形にするための改正であり、今回の改正により影響があるものではないとの答弁。

ほかに質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第20号は起立全員にて原案 のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議 案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結 果、議第21号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議案の 説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ反対討論が1件ありました。 起立採決の結果、議第22号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第23号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、担当課

長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立 採決の結果、議第24号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入り ました。

委員より、夜勤の人数が減ると聞いたが、その内容のことかとの質疑に、本市が指定する認知症 対応型グループホームについて、現在1または2ユニットまでの原則のものが3ユニットまで設置 できることになり、夜勤体制については、1ユニット1人以上の基準が3ユニットの場合に限って 同一施設の同一フロアに設置されている場合は、2人以上の体制で可能とする基準へと緩和される 基準改正であるとの答弁。

質疑を終え、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第25号は起立全員にて原案のと おり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、要件緩和による3ユニットのグループホームは本市にできるのかとの質疑に、第8期 介護保険事業計画には、グループホームの整備計画はないことから、基準に該当する施設は出てこ ないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第26号は起立全員 にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第20号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長(三田敏秋君) 日程第6、議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制 定についてを議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛て に審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第27号について、その審査の 概要と経過について、主なものをご報告申し上げます。

去る3月12日市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者 説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会しました。

議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課 長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、占用料金の収入額及び改正をすることによる影響額はとの質疑に、占用料については、継続、新規、一時占用があり、一概には言えないが、令和3年度の継続分であれば、旧単価では1,570万円、改正後では1,830万円で、260万円の増額が見込まれるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

- ○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 1番、上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) 大変ご苦労さまでございます。午前中の行政財産使用料徴収条例のときもちょっと質疑させていただいたのですが、やっぱり村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についても、同じようなことが言えると思います。今委員長報告にあったとおり、旧占用料と改正後の占用料で、推定260万円増えるということで、これ市にとってはもちろんありがたいことなのですけれども、その分市民、事業者には負担を増やすということですので、市民や事業者に負担を課する場合は、やっぱり慎重に根拠をきちんと示してやる必要があると思うのですが、1点目の質問としては、この占用料の改正根拠について、理事者のほうから恐らく道路法施行令とか、県の条例に準拠という話は出たのだろうと思いますけれども、何かこういう根拠だから、こういうふうに条例を変えるのだとかという、そういう資料とかも含めて何か詳しい説明があったのかどうかをまず確認したいと思いますが。

- ○議長(三田敏秋君) 経済建設常任委員会委員長。
- ○経済建設常任委員長(川崎健二君) 占用料については、先ほど建設課長から説明しましたけれど も、これよりございませんでした。
- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) ということは、口頭で説明があったのだろうと思います。午前中と同じなのですけれども、不服申立てとか、訴訟になったときには、果たしてそれで耐え得るのかなというやっぱり不安を持つのですが、その辺根拠の妥当性とこれ法令のこの部分に該当するから妥当なのだ、市民に負担をかけても大丈夫なのだ、例えば訴訟で訴えられたとしても、それは法廷で耐え得るのだ、そういうような検討が委員会でされたのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(三田敏秋君) 経済建設常任委員会委員長。
- ○経済建設常任委員長 (川崎健二君) ありませんでした。
- ○議長(三田敏秋君) 上村正朗君。
- ○1番(上村正朗君) 意見を言う場でありませんので、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにご質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから議第27号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第15号)

議第29号 令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)

議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)

議第31号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(三田敏秋君) 日程第7、議第28号から議第31号までの4議案を一括して議題といたします。本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。 一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

#### [一般会計予算·決算審查特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長(大滝国吉君) ただいま上程されています議第28号 令和2 年度村上市一般会計補正予算(第15号)について、その審査の概要と経過について報告を申し上げ ます。

議第28号については、今定例会において、一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することと したわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を 設置し、審査いただいたこところです。

去る3月16日午前10時から委員20名、議長、議会事務局長出席の下全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査と経過について、主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る3月5日、8日の両日総務文教常任委員会終了後、市 役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、議長、議会事務 局長、副市長、教育長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入 りました。

歳入では第14款使用料及び手数料で、委員より、若林邸、郷土資料館入館料等減少しているとのことだが、前年度比でどのくらい入館者数が減少したのかとの質疑に、4月から1月までの合計になるが、前年比で8,447名の減となっているとの答弁でした。

歳出では第10款教育費で、委員より、補助金事業でコロナ禍の中の感染予防として、備品購入の 主なものと校内の消毒作業に関わる委託についての明細はとの質疑に、事前に学校へ調査を行った 結果、空気清浄機や手洗所自動洗浄器の取替えなどが多かった。委託料については、消毒をシルバ 一人材センターに委託することを予定しているとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第28号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る3月9日、10日の両日市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、各分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑はなく、歳出では第4款衛生費で、予防費について、委員より、予防接種 委託料が1,700万円減となっているが、インフルエンザの発生状況はとの質疑に、村上市保健所管内 の発生数は現在のところゼロであるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第28号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべ

きものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る3月11日、12日の両日経済建設常任委員会終了後、市 役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議 長、議会事務局長、副市長、理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に 入りました。

歳入では質疑なく、歳出では第7款商工費で、委員より、みどりの里経費、またあらかわゴルフ 場経費の算出根拠はとの質疑に、過去3年間の歳入の平均と今年度の歳入の差額から過去3年間の 支出の平均から今年度の支出額の差を引いて算出した。また、公的な補助等を行っている場合は除 いて計上したとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第28号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第28号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長(小杉武仁君) ただいま上程されております議第29号 令和2年度村上市土 地取得特別会計補正予算(第1号)については、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

最初に、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第29号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) 議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)については、議第26号に引き続き審査を行いました。その審査と結果について報告いたします。

担当課長より議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入の国庫支出金で、新規の介護保険者努力支援交付金があるが、今年度は基金に積み立てるとのことだが、具体的な使い道はとの質疑に、高齢者のための包括的支援事業や地域包括 支援センターで行う事業などに使う予定になっているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第30号は起立全員 にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第31号は、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、水洗化率の推進への取組はとの質疑に、毎年水洗化の普及活動は行っているが、コロナ禍により直接会ってお願いすることが難しく、文書で依頼を行った。公共では1.5%、集排では1.3%の上昇となっている。また、下水道のメリットやリフォーム補助金で下水道をつなぐことができることを伝えながら、普及活動を行っているとの答弁でした。

委員より、令和3年度中に村上浄化センターの改良工事は終わるのかとの質疑に、平成30年度から令和6年度までの7か年の計画である。内容としては、耐震改修、処理区域が分かれていたものを1つに集約するための工事及びそれに伴う電気設備工事が主な内容であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第 5号 令和3年度村上市一般会計予算

議第 6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算

議第 7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 8号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

議第 9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算

議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算

議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算

議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算

○議長(三田敏秋君) 日程第8、議第5号から議第14号までの10議案を一括して議題といたします。 本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審 査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。 一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算·決算審查特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長(大滝国吉君) ただいま上程されております議第5号 令和 3年度村上市一般会計予算について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第5号については、先ほど報告いたしました議第28号に引き続き総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において審査し、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき採決したところでありますが、私からその審査の経過について報告をさせていただきます。

初めに、総務文教分科会については、歳入では第15款国庫支出金で、委員より、消防費国庫補助金では、防火水槽2基の計上だか、新設なのかとの質疑に、荒川地区羽ケ榎に1基新設、山北地区堀ノ内の防火水槽1基撤去の後、1基新設するとの答弁でした。

第16款県支出金では、委員より、新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業委託について、選出校はとの質疑に、希望校は3校あり、今回は金屋小学校、小川小学校、さんぽく小学校であるが、3年継続して実施した学校は利用できない。学校が統合したところは、新設校との解釈から2度目の利用も可能であるとの答弁でした。

歳出では第2款総務費で、委員より、結婚新生活支援事業について、内容を見ると全国一律で夫婦とも39歳以下、所得制限もあるが、根拠はあるのかとの質疑に、国の事業で年齢制限と所得制限が定められているとの答弁でした。

第10款教育費で、委員より、昨年小・中学校の授業の一環として、スケートボートを実施したが、 今後も取り入れられるか、率直な所見を伺うとの質疑に、今年度は蒲萄スキー場が使用できなかっ たため活用した。令和3年度以降も積極的に活用できるよう、スキー場の活用と併せて学校へ働き かけていきたい。また、昨年は修学旅行も実績があったことから、旅行社等にもPRし、幅広く受 入れをしていきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第5号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では第1款市税で、委員より、滞納者は何人いるのかと の質疑に、令和元年度決算によると、市税全体のどれかの税目でも滞納者があるという形で、実績 数は1,162名になるとの答弁でした。

歳出では第3款民生費で、児童福祉費について、委員より、旧神納東小学校を活用して、子どもの屋内遊び場が開設されるが、面積的に400万円の予算で大丈夫なのかとの質疑に、体育館の約半分を使用し、テーマとしては幼児の体力向上につながるようなものを考えている。1年限りでの整備ではないとの答弁でした。

第4款衛生費で、火葬場運営費について、委員より、火葬場3施設の施設劣化状況はとの質疑に、 山北火葬場は特に塩害の被害が大きい。火葬場に限らず、公共施設の見直しを行っており、その中 で3火葬場をどうしていくのか考え方を示す予定で作業を進めているとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第5号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では第14款使用料及び手数料で、委員より、イヨボヤ会館入館料を前年度と比較して下げているが、入館者数の見込みはとの質疑に、約3万人を見込んでいるとの答弁でした。

歳出では第6款農林水産業費で、委員より、有害鳥獣確保の担い手確保事業補助金の令和2年度の実績はとの質疑に、狩猟免許第1種で5名、わな免許12名であるとの答弁でした。

第7款商工費で、委員より、新電力の導入によりみどりの里では160万円の削減見込みがあるが、 学校や体育施設なども新電力を導入すべきではないのかとの質疑に、数年前から新電力の導入を段 階的に進めてきており、大きな施設から徐々にシフトしていく形で、令和3年度は観光課が所管と する施設が加わったとの答弁でした。

第8款土木費では、委員より、除雪対策経費の中に消雪パイプの設置はないが、村上浄化センターで排水をしている水を消雪パイプ用に再利用することができないのかとの質疑に、先進地視察をし、方法などを建設課と上下水道課で研究しているとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第5号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの答弁でした。

全体会では、委員より、村上市スケートパークの広告収入について、年間契約の方法もあるが、 3年間、5年間など幅を広げた契約方法があってもいいのではないかと思うが、そういった質疑は なかったのかとの質疑に、そのような質疑はなかったが、理事者側から新型コロナウイルス感染症 の影響もあり、思うような活動ができなかったが、前向きに検討しているところもあるという報告 があったとの答弁でした。

その他さしたる質疑はなく、討論もなく、起立採決の結果、議第5号は起立全員で原案のとおり 可決すべきものと決定をいたしました。 以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長(小杉武仁君) ただいま上程されております議案のうち、当委員会所管分の 議第6号及び議第7号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いまし た。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、旧裁判所の土地は、建て替えに使用しない部分について、市で購入するとの話もあったが、その後の状況はとの質疑に、財務事務所に引き継がれた場合は、市に照会も来るが、現段階での照会は来ていない。取得も視野に入れて検討しているが、動きがないのが現状であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第6号は原 案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を 受けた後、質疑に入りました。

委員より、令和2年第4回定例会において補正を行ったが、修繕料については十分に足りた状況 なのかとの質疑に、現状では十分執行可能と見込んでいるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第7号は原案のとおり可 決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) ただいま上程されております議第9号から議第11号の3議 案については、去る3月10日議第30号に引き続き審査を行いました。その概要と結果について報告 いたします。 初めに、議第9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案 の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入について、委員より、保険税は年度ごとに変わるのかとの質疑に、県から標準保険料率が示され、県に納める納付金額が示される。それらを勘案して現在の保険料率で賄えるのかどうか、税務課に計算してもらい、判断している。令和3年度は賄えるとのことで、据え置くこととなったものと答弁。

歳出について、今年度の場合コロナ禍で、診療や歯医者の予約を取り消したりして、医療費がかからないような状況にあった。医療費の減が令和3年度に影響しないのかとの質疑に、県に確認したところ、コロナ禍の影響を加味しないよう令和2年度の実績を除いたもので推計しているとの答弁。

委員より、第2次総合計画の中に指標が示されているが、国保では1人当たりの医療費の抑制について、令和3年度には目標達成できるかとの質疑に、総合計画を立てた当時は1人当たりの医療費が上昇してきていたが、国の医療費適正化対策や本市の保健事業などにより、令和元年度は1人当たりの医療費は39万4,493円と目標は達成しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第9 号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長から議案 の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳出の保健事業費で、委員より、健康づくりや介護予防はいろいろなものを総合的に組み合わせて実施することは理解するが、市の財政負担が要らない人間ドックの費用助成について実施しない理由が納得できないとの質疑に、国から後期高齢者医療広域連合への交付金は、令和3年度から廃止となる。ただし、後期高齢者医療広域連合は、健康診査事業の交付対象として、健康診査事業と同額の助成をすることとなるが、健診結果を広域連合と市に提出し、データを保健事業に活用することへの同意が条件として要件づけられたので、今後は前向きに検討したいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決を行った結果、議第10号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳出について、委員より、介護支援専門員が何人かとの質疑に、地域包括支援センターの介護支援専門員は3名であるとの答弁。

委員より、ケアマネジメント委託事業所はどのくらいあるのかとの質疑に、市内と関川村を含めて23事業所との答弁。

委員より、生活支援コーディネーターについては、委託していると聞いているが、現在はどうか

との質疑に、昨年度と同様社会福祉協議会、NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター、NPO法 人おたすけさんぽくで本業を持ちながら兼務していただいているとの答弁。

委員より、福祉人材が見つからない、確保できない状況で苦労している。課題を分析し、体制をつくっていただきたいがとの質疑に、介護・福祉人材に限らず、保育士も人材が不足している。このたびコロナ対策の支援金を活用して、県外から本市に呼び寄せる事業を取り入れようとしている。新潟リハビリテーション大学とも協定を結んで、地域のお手伝いをしていただいているが、就職まで至っていない状況にある。市全体として、人材確保のため情報を共有しながら、分析を深めて取り組んでいきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号 は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

- ○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 委員長、ご苦労さまでございます。議第9号の国保のほうからちょっと聞き たいのですけれども、国保のほうで、今委員長が言うように39万4,493円ということで、いわゆるお 医者さんにかかる費用が1人当たりそのぐらいになっているということで、その抑制されていると いうか、私は抑制されているというか、お医者さんに行くことをためらわせるような削減というの はどうなのだろうと、今聞いて思ったのですけれども、それに対していろいろまたほかの委員から のやり取りはなかったのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 市民厚生常任委員会委員長。
- ○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) 委員から質疑等はなかったのですが、確かに40万円を超えているような医療費が削減されてきて、39万円台になったということは、答弁で聞いているということであります。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 会計上の問題は、やっぱり1人当たりの医療費が下がるということ、そのものは会計上は必要なのかもしれませんけれども、やっぱりそれで痛いところを我慢して医者に行かないようではちょっとあれなので、その辺ちょっと心配なところがございまして、それでもう一つ、恐らく村上市以外でも、県内でも、一般会計から国保に繰り入れているという自治体もあろうかと思うのですけれども、村上市はかたくなにそういうことをしないで、国保だけの中での収入と支出の中でやりくりしているのが現状だと思いますが、そういったところでのいわゆる会計としての収入減で一般会計から繰り入れるとか、そういったような質疑応答、そういうものはなかったのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 市民厚生常任委員会委員長。

- ○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) 今回はその質疑等はございませんでした。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 分かりました。大事なことだなと私はいつも常に思っているのです。

最後に1つ、この温泉活用事業委託料というのが今回156万円で載ってきておりますが、これ私の一般質問でもちょっと担当課の課長さんとやり取りいたしましたが、温泉活用事業が282万円、これが湯っくり・湯ったり事業が340万円だったので、58万円ほど下がっているのですけれども、その辺の内容の整合性というか、そういった質疑応答もなかったのでしょうか。

- ○議長(三田敏秋君) 市民厚生常任委員会委員長。
- ○市民厚生常任委員長(長谷川 孝君) 残念ながらありませんでした。
- ○15番(姫路 敏君) 分かりました。これでいいです。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。 経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第8号及び議第12号から議第14号までの4議案について、去る3月11日、12日の両日市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下経済建設常任委員会を開会いたしました。その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げます。

初めに、議第8号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、蒲萄スキー場の今後の展望はとの質疑に、蒲萄スキー場の運営、経営に関しては、地元の役員の方々と協議し、社会教育施設としての位置づけ等も考慮しながら、継続、指定管理、移譲、廃止を含めて、今後協議をしていき、遅くても令和4年度中には方向性を示したいとの答弁でした。

委員より、今年は営業するということだが、従業員の確保はとの質疑に、従業員の確保については、資格の必要な業種もあり、募集しているが、年々難しくなっているのが現状であるとの答弁でした。

委員より、スキー場を廃止するとき、原状復旧をさせて返還することになるのかとの質疑に、森林の開発になるため、原状復旧は必要である。運営を停止したとしても、土地の返還は時間を要するとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号につい

ては起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた 後、質疑に入りました。

委員より、地区ごとの給水戸数はとの質疑に、令和元年末で村上1万1,035件、荒川4,009件、神林3,194件、朝日2,545件で、合わせて2万783件であるとの答弁でした。

委員より、上下水道の管理・運営を民間委託することを検討したことがあるのかとの質疑に、今のところは市で行っていく方向性であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上浄化センターで排水している処理水は年間180万トンで、水温は15から17度とのことだが、消雪パイプに使うことはできないのかとの質疑に、湯沢町などへ職員を派遣し、視察を行った。本市において取り組めるのかどうか、今研究しているとの答弁でした。

委員より、電気料を新電力に切り替えた影響額と割合はとの質疑に、新電力に切り替えた部分は 高圧電力で、低圧電力の部分は切替えが終わっていないため、随時切替えを行っていく。電気料の の比較であるが、高圧電力で切り替えた施設は15施設あり、1か月平均で150万円から200万円の削減となっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

午後2時30分まで休憩といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 開 議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番(稲葉久美子君) 議第9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算について、反対の 立場で意見を申し上げます。

令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算額それぞれ58億300万円の当初予算です。この金額は新型コロナ禍の下、国民健康保険は自営業者、年金生活者、非正規雇用で働く人など、この新型コロナウイルスの影響で最も影響を受けている方たちに追い打ちをかけています。市民の国民健康

保険税が10億1,256万1,000円、10億円を超える保険税が村上市民国保加入者の納税額です。国民健康保険税が高いのは、市区町村から都道府県化し、国が負担割合を減らしたことが原因です。政府が今国会に提出したもので気になるものがあります。1つは、医療制度改定一括法案には、保険料平準化、それから財政均衡、収入と支出が均衡になるような名の下、市区町村の公費繰入れの解消に向けた取組を都道府県の運営方針に明記させるものです。

もう一つは、病床削減を進める地域医療構想にも固執し、財政支援で病院を統廃合や病床削減へ と誘導する病床機能再編支援制度など関連法案を提出しています。国民の命と健康を守る国民健康 保険、令和4年4月からは乳幼児、就学前の子どもの保険税均等割が国負担となり、うれしい限り です。でも、私たちが医療を受けるとき、皆保険として安心して医療機関で治療し、手後れだった ということのないように、国保保険税の国負担を増額することと、今はコロナ感染者の収束を第一 に考えた施策を進めることを求めて、令和3年度の国民健康保険特別会計予算に反対いたします。 以上です。

○議長(三田敏秋君) これで討論を終わります。

これから議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第10号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

[9番 稲葉久美子君登壇]

○9番(稲葉久美子君) 議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算について、反対 の立場で発言いたします。

令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算額7億7,780万円の当初予算です。この金額は、新型コロナウイルス感染症で外出もままならない、お友達と会っておしゃべりもできない、毎日動かれない生活を強いられている年代、75歳以上の方々の保険料です。村上市民の後期高齢者からの保険料が5億6,000万円、昨年度より1,300万円の増額となっています。高齢になっては、医療の必要はないという人はいないぐらい病院通いもあります。しかし、働く世代でないために、収入は限られています。年金もマクロ経済スライドによって下げられているのが現実です。若い世代に負担がかかると保険料の値上げを提案しましたが、現役世代にかかる負担は1人年間700円、本人負担は350円、事業主が350円と試算されているところです。国の負担割合を減らす一方で、低所得者向け

医療保険料軽減特例の縮小と保険料アップを押しつけられています。そして、令和4年度後半には後期高齢者の年収1人で200万円以上、夫婦で320万円以上の方には、医療費患者負担2割を今国会に提出しています。高齢になればなるほど収入に占める保険料は高くなっています。老人医療費を有料化した当時、1983年ですが、後期高齢者の国負担は老人医療費割合で45%でした。後期高齢者医療制度を導入したとき、2008年には35%に引き下げられています。食費を減らすことしかない生活です。医療にかかる負担をこれ以上増やさないでほしい、国負担の増額を求めて令和3年度後期高齢者医療保険特別会計予算の反対意見といたします。

○議長(三田敏秋君) これで討論を終わります。

これから議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番(稲葉久美子君) 議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算について、反対の立場で発言いたします。

令和3年度介護保険特別会計歳入歳出予算額79億8,300万円の当初予算です。2000年から始まった介護保険制度、今年は2021年ですから7回目の制度改定で大きく変わります。この間3年ごとの改定には、介護保険料はもちろん制度の中身も変わってきています。高齢者が心配なく老後を過ごせるようにとつくられた介護制度です。本当に高齢者とその家族が安心して施設に通ったり、入所したりできているのでしょうか。介護職員の待遇がどのようになっているか、介護職員不足は入所者にじかに影響してきます。特に私が感じているところは、老人施設、誰でも入所を希望するところなのですが、夜勤の勤務状態が非常に厳しい、朝早く救急車が迎えに来るところも見たことがあります。夜勤勤務の職員は、心配事が絶えないというか、不安な夜になることもあるのではないでしょうか。思いがけないことが起きてもおかしくない、大勢の人たちです。入所している人たちは言っております。ばたばた走って忙しそうで、頼み事があっても言えない。朝の身体介護も回ってきてくれるの首を長くして待っていると。排せつ介助もそうです。皆さん待っているのですから、走り回っています。食事介助で座ることが唯一座れるときだと申しております。物ではなくて人を相手にする介護は、本当にやりがいのある仕事、利用者、家族の笑顔、感謝の言葉で救われる。それ

でも待遇が改善しなければ、人手不足は解消しない。必要なのは基準緩和で人を減らすのではなく、増やすことだと介護職員の方は言います。介護職員は、精神的、肉体的に重労働と言わざるを得ません。この仕事に見合った待遇改善の制度を要望し、国負担の増額を求めて、市民の負担軽減をも含めて求めてまいります。令和3年度村上市介護保険特別会計に反対いたします。

○議長(三田敏秋君) これで討論を終わります。

これから議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議第33号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第16号)

○議長(三田敏秋君) 日程第9、議第33号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第16号)を議題 といたします。 理事者から提案理由の説明を求めます。 市長。

## 〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第33号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第33号は、令和2年度村上市一般会計補正予算(第16号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,000万円を追加し、予算の規模を425億3,170万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、除排雪に係る経費を追加しようとするものであり、歳入におきまして、第11款地方交付税で普通地方交付税1億3,545万8,000円を、第15款国庫支出金では社会資本整備総合交付金5,454万2,000円を、歳出におきましては、第8款土木費で除雪対策経費1億9,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正では、庁舎情報システム管理経費に翌年度に繰り越して使用すること ができる経費を計上いたしました。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申 し上げます。

- ○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。7番、本間善和君。
- ○7番(本間善和君) それでは1点お伺いしたいと思います。

今回補正で除雪費、もう3月末になりましたが、1億9,000万円の補正という金額で上がっております。現在時点で取りまとめてあるのであれば、今年の雪かなり多かったと思いますが、除雪費で総トータルでどのぐらいまでいっているものか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(三田敏秋君) 建設課長。
- ○建設課長(伊与部善久君) 今現在まだ3月分の集計が終わっていませんので、はっきりしたちょっと数字申し上げられませんが、今回補正を入れて、委託料で11億9,000万円というような形で試算をしております。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 課長、予算は分かります、今回補正入って。支出のほうで見込みですけれど も、どのぐらいまでいっているものかということが聞きたかったのですけれども、出ていませんか。
- ○議長(三田敏秋君) 建設課長。
- ○建設課長(伊与部善久君) 2月分の支出、まだまとまっていませんので、はっきりした数字ちょっとあれなのですけれども、今まとめている最中でございますので、最終的に今回お願いする1億9,000万円程度ということで、1月の27日に専決をお願いしまして、そのときには1月19日までの実績を全部集計しまして、そこに過去5年の平均値、上限値を抜けて見込み値でさせていただいたの

ですけれども、実際上1月分、それから2月分の見込みある程度しますと、1億7,000万円くらいのいわゆる差額が出てるということで、見込みよりも。3月分が通年だと、大体1億5,000万円から1億7,000万円、それはもう固定費だとか、いわゆる待機料の精算したもの、それから除排雪の山間部の除雪が入ったものとか、そういったものも含めて精算になりますけれども、それらのものを総合的に見ますと、3月分でおおよそ1億9,000万円ほどになろうかというところでございます。

- ○7番(本間善和君) 一応分かりました。結構でございます。
- ○議長(三田敏秋君) 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) それでは10ページのところの、10ページしかないのですけれども、委託料で 1億9,000万円なのですけれども、その10ページのところに一般財源、特定財源ございますが、1億 9,000万円のうち5,454万2,000円は国庫支出金、一般財源から1億3,545万8,000円と、この内訳でございますけれども、これは一般財源は今後何か豪雪対策費とか、そういったような名目になるのか分かりませんが、交付税の対象にはこれはどうなのだろう、一時的にはこういう補正でいいのでしょうけれども、交付税の対象になるような、国のほうに進言してできないものかな、どういうのですか、予定では。
- ○議長(三田敏秋君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(東海林 豊君) 除雪の経費につきましては、要は今回追加させていただきました 社会資本整備総合交付金、これは除雪のために特別に補助金といいますか、交付金という形で来ま す。あと普通交付税の中にも、除雪に関する経費を見ていただいて算定されている経費が1つあり ます。あとそれから、そのほかに特別交付税で数字をはっきり明確には出てはこないのですけれど も、その部分が毎年交付されるということで、ただあくまでもこれは普通交付税につきましても、 特別交付税につきましても、一般財源という扱いになりますし、先ほどお話あったように、要望に つきましては、県でも知事を先頭にこれまであらゆるところにも要望活動してきたわけですけれど も、それでこの社会資本整備総合交付金もいただきましたし、今日まだ正式な通知は来ていないの ですが、3年前ですか、豪雪ございましたけれども、あのときも補助金という形で別立てで、あの ときに2億1,000万円ぐらいだったと思いますけれども、補助金いただいています。今年は、その部 分で今1億1,000万円ぐらいの追加があるということの情報は今来ておりますし、特別交付税につき ましても、除雪のみではないのですが、今得ている情報の中では、昨年少雪でしたので、かなり1 億円ぐらい特別交付税減ったわけですけれども、昨年に比べてまた元に戻って追加でやるというふ うな情報はいただいております。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 一般財源ですから、一般財源に入ってくる交付税の分というのは、この分、 あの分と入ってくるわけではないので、なかなかちょっと検討しづらいところございますけれども、 その辺は豪雪ということで訴えていって、やっぱりいただけるものはきちんといただけるように、

我々考えていったほうがいいと思いますが、それと今回多くの雪で、いろいろな部分で市民からの 電話、クレーム、その他多数あったと思うのですが、どんなものですか、建設課長、あなたの把握 の中では、相当数あったと思いますけれども。

- ○議長(三田敏秋君) 建設課長。
- ○建設課長(伊与部善久君) 議員おっしゃるとおり、このことにつきましては、もう連続的な雪で、除雪が追いつかない状態、そして排雪と並行しながら除雪をやらないといけないということで、一時的に除雪が間に合わないということで、多数苦情をいただきました。ただ、現状皆さんも大雪になって諦めたわけではないのですけれども、事情を分かっていただいた中で、なるべく早く対応しますからということで対応させていただいたところでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) いろんな市民からの電話等恐らく相当入っているとは思うのですが、私は除 雪そのものというのは、やっぱり市民目線での除雪を考えてもらいたいなと。往々にして委託先が 業者なので、業者さんの意向がそこにたっぷり入り込むとなかなか難しいところがあるのです。業 者から言わせれば、そんなことできるわけないではないかなんていう話も出てくるし、そうなって くるとなかなか市民の至るところまで至っていかない、かゆいところに手が届くわけではないので すけれども、そういう除雪というのは、私は10月ぐらいにでも今年は雪がいっぱい降るかどうかと いうのは分かりませんが、ぜひいろいろと今回クレームが多かったようなところの地域というのは、 大体把握していると思うので、その辺の区長さん方と今年度は10月、11月ぐらいによくよく話を聞 いて、それが対応できるようないわゆる形、除雪、運転手がいないとか、よく言われるのです。運 転手、職員さん700人もいるではないですか。全部業者にやるのではなくて、やっぱり物の話だと昔 は建設課の職員がブル運転してきたなんていう話も聞いたことございます、もっとも昔なのでしょ うけれども。私は、そこまでやっぱり考えた市民の幸せ、市民の言っていることのために尽くせる かどうか、ここを重点的に考えていただいて、今年度は11月ぐらいから今回のクレームを整理して、 その辺のやり取りを積極的にそういう地域と話し合って、除雪計画を立ててもらいたいと思います が、市長どうですか、この辺のところは。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) これまでもいろいろと市民の皆さんからいただいたご要望については、必ず除雪計画の中に反映をさせるということをやっておりますし、また各区長会での協議の際も、除雪期の前ですけれども、いろいろとその旨お話をさせていただいております。そうした中で、一次路線、二次路線、三次路線という形の中で、やっぱりタイムラグが生じるのがあるものですから、そこのところは何とかご容赦をいただきたいということ、また地元の一応この除排雪の要請のルールが区長さんを経由してというような話をしているものですから、そうすると区長さんにかなりその辺のところのウエートが大きくなっていくというところもありますので、その辺のところを踏まえ

て、実際にいただいた内容については可視化をしながら、それぞれが共有をしながら、今後市民の皆さんに少しでも迷惑をかけないような除排雪に努めていくようにこれからもやっていきたいというふうに思っております。いずれにしましても、路線除雪につきましては、事業者をお願いしているわけでありますけれども、彼らも精いっぱいの対応していただいているというふうに思っておりますので、またそこのところをさらに精度を上げていくという取組は、これは不断の取組を進めていく必要があると思っております。

- ○15番(姫路 敏君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第33号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第34号 令和3年度村上市一般会計補正予算(第1号)

○議長(三田敏秋君) 日程第10、議第34号 令和3年度村上市一般会計補正予算(第1号)を議題 といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第34号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第34号は、令和3年度村上市一般会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,840万円を追加し、予算の規模を320億7,840万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種経費及びコロナ禍における 市民生活支援、市内の経済支援等の経費のほか、大雪・暴風による被災農業用パイプハウスへの支 援経費を追加しようとするものであります。 歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などで3億6,510万円を、第16款県支出金では強い農業・担い手づくり総合支援交付金などで1,010万円を、第20款繰越金では前年度繰越金320万円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で新型コロナウイルス感染症緊急対策経費2,620万円を、第3 款民生費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1,020万円を、第4款衛生費では新型コロナウ イルスワクチン接種事業経費2億7,270万円を、第6款農林水産業費では農業振興経費1,330万円を、 第7款商工費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費5,350万円を、第10款教育費では教育委員 会事務局経費250万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これより議第34号 令和3年度村上市一般会計補正予算(第1号)の補足説明を受けるため、暫時休憩とし、直ちに協議会に切り替えます。

午後 3時02分 休 憩

## 午後 3時13分 開 議

○議長(三田敏秋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで皆様に申し上げます。ただいま議題となっております議第34号 令和3年度村上市一般会計補正予算 (第1号) の質疑については、令和2年第2回定例会の例により、歳入全款について1人3回まで、歳出は款ごとに1人3回までといたしますので、ご了承を願います。

これから歳入全款について質疑を行います。ご質疑のある方。

17番、木村貞雄君。

- ○17番(木村貞雄君) 歳入の16款2項4目農林水産業費県補助金、これについて農林水産課長にお 伺いしますが、この1番と2番、強い農業・担い手づくりもそうですし、豪雪被災対応特別緊急支 援事業も、どちらもこれ1月の豪雪、突風、そういったところの被害でありますけれども、内容に ついても、パイプハウスとかが主だと思うのですが、まず最初に、1番と2番使い方は同じですけ れども、そういったふうに現場を見たときに申請するのだろうけれども、分けたというのはどうい うふうに分けたのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(大滝敏文君) まず、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の関係につきましては、まず現場といいますか、中心経営体が対象と、いわゆるその人・農地プランに位置づけられた中心経営体がその対象となります。それからもう一つ、豪雪被災対応特別緊急支援事業補助金に関しては、こちらについては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金と、それからもう一つ、国の持続的生産強化対策事業というふうなこの2本立てでいくわけでございますけれども、持続的生産強化対策事業については、人・農地プランに位置づけられた中心経営体以外のいわゆる個人農家も

対象となりますので、そういったことも勘案しながら、被害の状況ですとか、どういうふうな形で補強ですとか、復旧するのか、そういった工事内容も見極めながら村上市、それから J A にいがた 岩船、 J A かみはやしさんと調査をしながらどれを選択するかというふうなことで、そういうこと で割り振りをしているところでございます。

- ○議長(三田敏秋君) 木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) ちょっと分かりにくいのですが、各農家の被害に遭っている方あるのですけれども、要するに補助率も違いますし、1つのことしか言えないのだけれども、強い農業・担い手づくりになりますと、今までも従来でもやっている国のほうから来ている、県として来ているのですけれども、10分の3、これらというのはこの人・農地プランに関係ない農業者の場合は、これに該当しないということなのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(大滝敏文君) 該当はいたしません。それで、人・農地プランの中心的経営体につきましても、この強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用できるという、その必須目標ですとか、例えば付加価値額の拡大というものが求められたり、あるいはその経営面積の拡大、農産物価値の向上、経営コストの縮減など、そういったものの中から何かしら取り組まなければならないというふうな要件もございますので、それらも勘案して事業の選択をしているところでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) そうすると、2番目のこの豪雪被災対応特別というのは、補助率も少ないし、 そういった関係で歳出のほうでは同額の320万円、市の一般財源を使っているのですが、やはりこう いった補助率が少ない関係から、補助率は同じだとしても、要するに被害額がいっぱいあるのに市 のほうでそれだけ財源を出したということなのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(大滝敏文君) 市が補助金を出すというふうなところなのですが、強い農業・担い手づくり総合支援事業のうち、市が10分の1を付け足しをしますと。それから、持続的生産強化対策事業という、またこれも先ほど申し上げました国の事業があるのですけれども、これにつきましては、資材費に国が2分の1を出して、県と市がそれぞれ10分の1ずつ補助を出すというふうなことでございます。それと、国の支援対象になっていない施工費というものがございます。こちらにつきましては、今申し上げましたとおり、国の対象外でございますが、こちらについて県が4分の1、市が4分の1を付け足しをして支援しようというものでございます。
- ○17番(木村貞雄君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) 5番、小杉武仁君。
- ○5番(小杉武仁君) お疲れさまです。7款1項2目商工業振興費、国庫支出金からの5,000万円ですけれども、先ほど説明いただきましたが……

## [「歳入」と呼ぶ者あり]

- ○5番(小杉武仁君) すみません。
- ○議長(三田敏秋君) 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 今回の歳入の部分でいうと、繰越金が唯一一般財源から320万円、あとはほと んど国とあと県の補助金ということで充てていくのでしょうけれども、私も総文ではないので、こ の場でしかまず本当に質疑の体制ができないのは残念なのですけれども、まちづくり協議会、令和 2年度で6,000万円ぐらいやっぱり出しています。まちづくり協議会の事業の内容のほとんどは、コ ロナウイルス関係で宙に浮いたような感じ、恐らく3割ぐらいは人件費で流れるのだろうなと思い ますが、例えば7割が各まちづくり協議会に残っていたとして、7割残っていれば6,000万円のうち 4,200万円ほどが残っているのだろうと。これは想像です。ほとんど動いていないと思うのです、ま ちづくり協議会の。その資金を要綱によれば25%は残しても繰り越してもよろしいと、まちづくり 協議会として。そうすると6,000万円を与えたうちの25%というと、どのぐらいの金額かというと 1,500万円、1,500万円はこれは合計の金額で、各まちづくりが次年度に繰り越してもいいではない の、要綱で定められている。それを超える部分、いわゆる2,700万円が恐らくだぶついているのでは ないかなと。だからといって、令和3年度の事業にそれを使った事業をしてしまえば、その翌年は ないわけでございますので、なかなか難しいのではないかなと。私はその財源の問題を言っている のです、この歳入の中に。できればまちづくり協議会で、繰り越すのを25%はこれはいいですよと。 あとの部分をこういったコロナのためのところで一般財源にお戻しいただいた上で、もう少し幅の 広いコロナウイルスに対しての市民支援というのがやれるのではないかなと。だから、そこを踏ま えて3月31日で会計年度、あと5月の末で決済ということになりますので、その間の間に、ちょっ ともう一歩踏み出して考えて、それらの資金を使ったもう少し幅広いコロナウイルス対策ができる ような気がしますが、これはこういう考え方はいかがなのでしょうか。この歳入の中に入っていな いので、ちょっとお聞きします。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) 議員ご指摘の部分については、我々もこれ予算組むときにも既に議論していまして、実際おっしゃるとおりまちづくり協議会の事業動いていませんので、相当今年は繰越し出るだろうということで、今のルールの中でそれを全部繰り越すというわけにいかないよねという議論はもう既に始めていまして、それぞれ聞き取りもさせていただいています。そこのところを踏まえて、最終的に3月31日、最終の専決補正予算を例年どおり予定しておりますので、財源更正はそのときにするタイミングがあるかもしれませんけれども、ただ現状まちづくり協議会さんそれぞれの事情もあるものですから、そこをしっかり聞き取りをさせていただいて、そのまま今回令和3年度については、税収のおおよそ1%ということで予算化していますので、そうするとプラスになっていって、余ったのもそのまま足し算になると、それはおっしゃるとおりですので、そこのところ

は今後どういうふうな対応にしていくのかということをしっかりと皆さんと議論した上で、予算に 反映させていくということ、承知をしておりますので、その辺のところはご理解をいただきたいと 思います。

- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 私は、まちづくり協議会を責めるわけでも何でもない、まちづくり協議会として、要綱にのっとった手段で、手順で25%残せば相当やっぱり事業もそれなりにできるかと思います。ほかの恐らく諸団体でも、補助金等を出していない事業が中止になって、出していないところというのは、補助金その都度もらっておりますので、恐らくそういったものは、まちづくり協議会みたいに最初に入ってこないから、そういうことからいうと、何か不公平感もあったりするところも確かにあろうかと思います。今市長答弁言われたように、ちょっとその辺も含めて、その辺の繰越金も除いてみて、まちづくり協議会を困らせるのではなくて、正当なルールにのっとった中での物の考え方をすることによって、コロナに対応できる部分が出るのではないかと、こういうふうに思いますので、企画財政課長どうですか。ちょっとあなたのそんな驚いた顔しないで、あなたの見解聞かせてください。
- ○議長(三田敏秋君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(東海林 豊君) 今市長申し上げたとおりでございますし、委員会でもそういう予 算消化になったりしないようにということで答弁させていただきましたけれども、そんな形でチェ ックした上で適正に執行されるようにということで、担当課と今協議しているところでございます。
- ○15番(姫路 敏君) そういうことで、歳入の分終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を行います。質疑は款ごとに行います。

最初に、第2款総務費についての質疑がございましたらお願いします。

18番、長谷川孝君。

- ○18番(長谷川 孝君) お願いします。地域活性化推進費の中で、まず1つ目がU・Iターンの促進、これに関しては保健師と看護師ですか、の人材確保ということで、Uターンとかしてほしいということなのですけれども、1,350万円、これは大体何人ぐらいの予算になっているのでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) 今回基本型と人材確保型ということで、先ほどご説明申し上げましたけれども、基本型につきましては、単身の方で30件、それから世帯で20件、それから人材確保型ということで、看護師、保育士の方につきましては、単身の方が5件、世帯の方が5件ということで算出しております。

- ○議長(三田敏秋君) 長谷川孝君。
- ○18番(長谷川 孝君) その上のむらかみ学生応援便事業委託料というの、これは3回ぐらいもう やられているの継続だというふうに企画財政課長話しされたのですが、これはこれで私は結構だと 思うのですが、ちょっと市長にお聞きしますが、去年のコロナの影響で、成人式やられませんで、 今年ズームで1月の11日にやられました。ですけれども、何人かの方しか出られなかったというこ とで、8月の14日の日に集いみたいな形で開催する予定だと。そうすると、今年の成人の方が15日 だから、多分連チャンでやるのではないかというふうに思うのですが、うちの息子も20歳はちょっ と過ぎているのですけれども、やはりコロナで東京でIT関係の仕事しているものだから、帰りた くても帰れないのでかわいそうだなというところがあるのですが、こういう成人を迎える方にもち ょっと応援みたいな形を何か取れないものかなというふうに思っているのですが、今までもいろい ろな形で成人の方にお祝い品とかやっていたのでしょうけれども、今年の8月14日、15日に収束し ていれば、14日の日の集いだと本当に久しぶりに会うという仲間とかが多いから、その人たちが何 か一緒に会ってお祝いするとか、そういうときに何かしらの応援できるような形を取れないものか と。学生さんは学生さんで応援というのを今までずっとやってきているから、それはそれでいいと 思うのだけれども、本当に一生に一遍しかない成人式が1年延びるとかということを考えた場合に、 何とかしてやれないものかなと私は常々思っているのだけれども、そういうような何か考えは市長 持っていませんでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) 現時点で、14日の集いの部分についてのメニューをどうするかというのは私 まだ全然聞いておりませんので、お答えできる内容を持っていないのですけれども、いずれにしま しても、実行委員の令和2年度の成人を迎える方々が企画をされて、1月の記念式典オンラインで やって、それで本来であれば終わりなのですけれども、ぜひ令和3年度になってもいいから8月の 14日に会いたいという強い意向があったものですから、そういうふうな形でやろうと。そこのとこ ろでいろんな企画を、ただ実行委員会の皆さんがちょっと話ししたときに、継続していろんな企画 してねと言ったのですけれども、その後どうなっているのかというのは私聞いておりませんので分 かりませんが、いずれにしましても、そういう形でやっぱりつなぐということが大切だと思います ので、令和2年度の成人の皆さんは、誰も経験することのできない成人となってしまいました、残 念ながら。でも、それをやっぱり前向きに捉えながら、もう一回みんなで集まろうという形の思い に至ったというのは、非常にありがたいなと思うのですけれども、ぜひその中で今回写真もみんな でしていただきましたら、対象である650だったかな、を大幅に超える写真がいっぱい来まして、見 事だと思います。今リレー展示していますけれども、そんなところをどういう形になるのか、今申 し上げる材料持っていませんけれども、ぜひそんな機会にしていただけるような集いにできればい いなと私も思っておりますので、そこのところはしっかりと所管担当課、また実行委員の皆さんが

残っているのであれば、そういう形でお話をさせていただきたいと思いますし、学生の部分についてと、もう既に就業されている方、就職されている方、働いていらっしゃるわけでありますので、そこのところがやっぱりこのふるさととのつながりみたいな部分が非常にあるといいなと私も思っておりますので、そんなところも併せて企画をできればいいかなということで提案はさせていただきたいと思っております。

- ○議長(三田敏秋君) 長谷川孝君。
- ○18番(長谷川 孝君) Uターン、Iターンというので、人材確保というのももちろん大切な事業なのですが、私はやはりそういうふるさとで成人を迎えて、それですごく感動したとか、そういうことが将来にわたって村上市を愛してくれるし、村上市に帰ってきたいとか、そういうようなのにつながるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(三田敏秋君) 7番、本間善和君。
- ○7番(本間善和君) それでは1件お聞きしたい。

企画費でございます。新型コロナウイルスの感染症緊急対策費380万円についてでございますが、 先ほどの詳細な説明の中で、広告料として路線バス、タクシーによる広告330万円、そのほかタクシー ー用マグネットシート製作業務委託料50万円という格好で計上されておりますけれども、これ広告料というのは、マグネットシート等を路線バスとか、タクシーに貼り付けるということでよろしいのでしょうか。そういう業務委託なのでしょうか。

- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) 公告費につきまして、路線バスにつきましては、1台今年走っておりますが、ラッピングバスということで走っておりますが、それはそのままの形で、もう一年継続するという形になります。あとタクシーにつきましては、マグネットのものを貼っていただいて、1年間広告をしていただくというようになります。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 村上市においても皆さんのご協力によって、感染者が非常に少ない。これからもやっぱり出さないという方向で、いろんな取組をやっていく、これは非常にいいことだと思います。そういうことで、せっかくここまでタクシー等にもご協力をいただいて、マグネットシートを貼るのであれば、庁用車にも入るべきだと思うのですが、いかがなものでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) 現在庁用車にも全部ではございませんが、広告を貼っておりますし、 今回タクシーのものにつきましては、また新たな内容のものに切替えする予定になっておりますの で、現在使っているものについて、庁用車で対応できるものについては、そのままタクシーで使っ ているものも使っていきたいというふうに考えております。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。

- ○7番(本間善和君) できればやはり庁用車自ら先頭に立って、村上市としてやはり業界の皆様に ご協力いただく上は、やはり村上市が先頭になって庁用車に貼るべきだと思いますので、副市長い かがですか。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) これ実は経済対策の一環でありまして、タクシー事業者さん、路線バス事業者さんが売上げが落ちているものですから、うちの広告を貼っていただく、マグネットシートを貼っていただく、その貼っていただく広告料として彼らの収益になるという仕組みがまず一つあります。それと市民の皆さんの目に触れるところにそういうものを露出させることによって、今回はコロナ差別を絶対許してはならないというような立てつけになっていますけれども、今後コロナ禍の中でも新しい生活様式、また新しい日常というような形で変化をしていきます。その都度に合わせた形で広告をしっかりしながら、事業者さんの収益にもなる、市民の皆さんにもアピールすることができるという形になっております。庁用車に貼ればもっともっと露出度が増えるわけでありますけれども、その前に事業者さんのほうに多く資金が届くような仕組みをまず構築をしようということで取り組んでいますので、そこのところはご理解をいただきたいと思います。
- ○7番(本間善和君) よろしゅうございます。
- ○議長(三田敏秋君) 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 今のタクシーに貼るシートの件なのですが、今の市長の説明で、バス、タクシーに貼ってくれということでの委託料、下のほうは、いわゆる50万円は製作費ということになるのでしょうけれども、これ1枚どのぐらいなのですか。50万円でどのぐらいの大きさのものを何枚作るのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) いわゆる台数としては33台ありますが、車両の形によりまして何種 類かございますので、ちょっと今詳細申し訳ございません。資料本日持っておりませんが、33台分 でそのタクシーさんの車両が数種類ありますので、それに合わせたものということで、数種類の形 のものを作っております。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) ちょっと理解できないのですけれども、33台分なのですか、50万円で。33台 といったら、1 枚幾ら。どういう計算をしているのか、ちょっとはっきり。
- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) 33台で両側に貼りますから、2倍という形になりますし、中には真ん中にセンターで切れているものもありますので、そういったそれぞれの形に合わせたものを作製しております。
- ○議長(三田敏秋君) ちょっと待って、今理解できないと言ったから。33台というのは、市内のタ

クシーの台数なの。

- ○自治振興課長(渡辺律子君) 今広告をお願いしているタクシーの台数です。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 私もマグネットのシールのいろいろなお店とかありますので、貼るのなんて 1枚3,000円でお釣り来ます。ということは、50万円かけるということは、相当数なのだろうななん て思ったりしていますから、1枚当たりの単価は幾らなのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) 申し訳ございません。今1枚当たりのちょっと単価の資料はございませんが、1年間雨風にさらされた中でもつものということで、前回も精査した中で多分かなりマグネットの強力なものということでお願いしておりますので、価格としては高くなっているかと思います。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君、これで3問目。
- ○15番(姫路 敏君) 議長、答弁になっていない。3回というか、答弁になっていないのです。1 問目はいいですけれども。
- ○議長(三田敏秋君) 1問目と2問目は、同じあれだから、それはいい。
- ○15番(姫路 敏君) でも、私は聞きたい、1枚幾らで作るのか。だって、これを質疑しているのだもの、そんなもの資料ぐらい持ってきなさい。当たり前の話だ。
- ○議長(三田敏秋君) 自治振興課長。
- ○自治振興課長(渡辺律子君) 申し訳ありません。今日ちょっとその個別の細かい資料がございませんので、33台、66枚分ということで50万円ということになります。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) こういう予算とか出すときには、やっぱりきちんとした積算の根拠というのは、手元に置いておいて、どんな質疑にも耐えられるようにするのが常識なので、そこら辺は今後お願いしたいなと思いますが、私先ほど公用車の話出ましたが、タクシー会社もそうでしょうけれども、まず市長のあの黒い車に貼る。これ大事なことだと思うのです。市長の車に超大きなやつを貼る。私は、このぐらいの姿勢が必要だと思いますけれども、市長どうですか。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) いろいろなメッセージの発信の仕方があると思います。私も事あるごとに申し訳ございません、防災行政無線を鳴らさざるを得ないときもあるわけでありますけれども、SN Sを活用したり、様々な形でメッセージを発信をしております。議員ご提案のその部分についても一つの手法だとは思いますけれども、現在選択するつもりはありません。
- ○15番(姫路 敏君) 何と言った。
- ○市長(高橋邦芳君) 今その提案をそのまま選択するつもりはありません。

- ○15番(姫路 敏君) 貼らないということですね、市長は。分かりました。タクシー会社には貼れ ということで、市長は貼らないということですね。分かりました。
- ○議長(三田敏秋君) 総務費について、ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(三田敏秋君) これで第2款総務費についての質疑を終わります。次に、第3款民生費についての質疑を行います。4番、髙田晃君。
- ○4番(髙田 晃君) 1点だけちょっと教えてほしいのですが、このフードバンク事業支援補助金、大変いい事業ができたなというふうには思っていますが、福祉課長ちょっとこの内容、活動拠点の整備等に対する補助ということですが、具体的にどういう内容になっているか、詳しく教えていただけますか。
- ○議長(三田敏秋君) 福祉課長。
- ○福祉課長(木村静子君) この内容でありますが、活動拠点の整備、要するに事業を始める際に必要となる冷蔵庫であるとか、冷凍庫、また食品を保管しておくスペース、棚とかも必要なわけなので、その初期費用に係る費用の補助金、それからチラシと消耗品、それから印刷、それらも含めて補助をしようとするものです。それと中には、工事といいますか、修繕等必要になる建物もあるかと思いますので、それらも全部含めて、上限50万円ということで、若干少ないのではありますが、上限50万円を設定して補助をしようとするものです。

なお、同様の事業で新潟県が50万円、また1団体50万円補助するという内容もありますので、そこは両方使っていただいても構わないというふうな設定になっております。

- ○議長(三田敏秋君) 髙田晃君。
- ○4番(髙田 晃君) 分かりました。1件当たり50万円で、県予算にも入っていましたけれども、 これは併用できるということで理解していいわけですね。

もう一つ、備品等の購入、それと最後に言った拠点の施設の修繕とか、簡易な工事とか、そうい うのも入るということなのですが、例えばそこの拠点の家賃とか、使用料とか、そういうのはどん なものですか。

- ○議長(三田敏秋君) 福祉課長。
- ○福祉課長(木村静子君) その点につきましても協議はしたのですが、家賃、それから光熱水費に つきましては、今回だけでなくこれから運営していく中でずっと必要になる経費になりますので、 今回のこの補助金の中には含めておりません。
- ○議長(三田敏秋君) 髙田晃君。
- ○4番(髙田 晃君) ぜひ私よりも同僚議員が詳しいとは思うのですけれども、なかなかこの拠点 をつくる、いわゆるストックするバックヤードとか、そういう部分で山北の場合はたまたま無料の

施設を提供していただいていると。ところが、村上の場合はあるいはこれから神林、朝日いろんな ところできた場合に、なかなかそういう拠点、無料で貸してくれるとかいう場所がないものですか ら、できればその辺の補助も今後ちょっと検討していただければというふうに思いますが。

- ○議長(三田敏秋君) 福祉課長。
- ○福祉課長(木村静子君) 家賃につきましては、今回も補助金の中には入ってはいないのですが、 市の施設で使えるところがあれば、できれば無償で貸付けができるような形で協力はさせていただ きたいと思っております。
- ○4番(髙田 晃君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(三田敏秋君) それでは、第3款民生費についての質疑を終わります。 次に、第4款衛生費についての質疑を行います。 7番、本間善和君。
- ○議長(三田敏秋君) 保健医療課長。
- ○保健医療課長(信田和子君) 現在のところ集団接種の会場として考えておるところでございますけれども、そちらにつきましては、村上地区につきましては、ふれあいセンターと農村環境改善センター、荒川地区につきましては荒川地区公民館、神林地区につきましては旧神納東小学校を考えております。あと朝日地区につきましては朝日総合体育館、山北地区につきましては山北徳洲会を現在のところ予定しておりますけれども、こちらにつきましては、全部を一度に会場とするものではなくって、1週間週の中でその中で3会場程度をやっていこうというところで計画しているものでございます。また、接種状況によって、会場等変更する場合も今後はあるかもしれませんけれども、今この計画上ではそういうところで計画しております。
- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。

○7番(本間善和君) 分かりました。

もう一点お伺いしたいと思います。個別接種という格好で、これが1億6,840万円、一番のメインとなる医療機関と思いますが、各地区での医療機関の機関数というのですか、お医者様の協力できるお医者様、例えば荒川地区だと医療機関の名称までは要りません。何か所、神林地区だと何か所という格好でのご答弁で結構でございますが、教えていただきたいと思います。

- ○議長(三田敏秋君) 保健医療課長。
- ○保健医療課長(信田和子君) すみません。ちょっと地区ごとの詳細を分類していなかったものですから、今即答を申し上げることはちょっとできないのですけれども、医療機関につきましては、 一応病院を含めて20の医療機関を考えているところでございます。
- ○7番(本間善和君) これ積算するとき、この資料はあると思うのですけれども。
- ○議長(三田敏秋君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内和広君) ちょっと医療機関、病院としては4病院でございまして、まず村上地区が病院で2、個人医院の方で10です。荒川地区が病院で1、個人医院で1、それから神林地区は個人医院で2、朝日地区が個人医院で1、山北地区が病院1、個人2、計20になるかと思います。

この登録病院は、随時変更追加、最初のうちやっぱりということで手を挙げていただければ随時 追加も可能ですし、変更が途中でも可能という制度になっております。

- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 当然接種券が配られるときには、こういう資料が中に入ってくると思いますが、きちんと整理して接種券と一緒に、市民の皆さんに分かるようにひとつお願いしたいと思います。

最後に1つ質問でございますが、たしかこの予算の中に、送迎バス、タクシー借上料558万円という金額が計上されていますが、これがどなたを対象として送迎したり、タクシーを借り上げたりする558万円に当たるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

- ○議長(三田敏秋君) 保健医療課長。
- ○保健医療課長(信田和子君) タクシーですけれども、タクシーにつきましては、基本的に医師の 送迎に使う予定でございます。あとバスにつきましては、一般の住民の方の運行を考えております けれども、運行の詳しいことは現在すみませんが、調整中でございますので、どういった運行ルー トになるとか、どこまでをどうするかというところが調整中でございますので、今お答えすること はできませんので、概略として予算を計上させていただいたというところでございます。
- ○7番(本間善和君) 質問ではありませんが、一般の市民の皆さんの足になるような計画を練って いただきたいとそう思います。

以上でございます。

○議長(三田敏秋君) 15番、姫路敏君。

- ○15番(姫路 敏君) ワクチンの接種事業経費の中には、ワクチン接種証明書とか、ワクチンを打ったのだよという証明書の発行とか、そういった経費がないですけれども、そういったことの方向性はないのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 保健医療課長。
- ○保健医療課長(信田和子君) 現在のところそういう予算立てはしておりませんし、接種券の発行 の中に接種済み証という部分がありますので、まずはそこが活用できるのかなというふうに考えて いるところでございます。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 海外に行くことは今のところないかもしれませんけれども、接種証明書がなければ来ないでくれとか、恐らく今後考えられるのは何かのイベントを民間事業団体がやったときに、ワクチン接種をやられている方に限りますとか、そういったようなことがあるかもしれません。皆さんマスクをしてくださいと同じような感じで、ワクチン接種をされた方に限って入場をオーケーにするとかという部分が何かこういうふうに出てきそうな気がするのです、世の中の動きとして。それはそのときそういう動きがあるとするならば、考えればいいのでしょうけれども、市長どうですか、その辺。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) 現在それにつきましては、政府でも議論されているようであります。当初からいろな議論の中で、接種済み証がなければ入退出をお断りするというようなケースがあるのではないかという議論、当然ありました。それで今システムのほうで予防接種台帳、今紙ベースなのですけれども、それを今回全部デジタル化していこうという方向性も出しています。今情報としっかり連携をして、どういう形でこれから予約を受け付けて、接種をして、その人の接種の履歴を追いかけるかというふうになるわけであります。そのときにどういうふうなデータを使っていくのか、それと一回それつくってしまうと、いろんなフラグ立てられますので、そのときに例えばその接種済み証を発行するということになれば、その人とひもづけがしっかりできるような仕組みも視野に入れながら、電算システムについてはつくり上げてくれということを私は指示しておりますので、多分そういうふうな形で対応できることになるのだろうと思っております。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 分かりました。これは恐らく何かイベントをする側の気持ちから言えば、それは差別ではなくて区別なのだということで考えられるのでしょうけれども、市長そういうことで 察知しているのであれば、今後そういう部分が出てくるのかなと思いますが、一応終わります。
- ○議長(三田敏秋君) 17番、木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) お伺いします。

全員協議会では、総務課長も大分悩んでいた件なのですが、保健医療課長これから高齢者の接種

に入るわけですけれども、今ほども説明ありましたように、個人医者の場合と会場の接種と、そういった場合にキャンセルした場合にどんな計画を今現在持っていますか。

- ○議長(三田敏秋君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内和広君) すみません、前回全員協議会で私答えたものですから、ちょっとお答え させていただきます。

あのとき3月2日の全員協議会のときは、ちょうど国レベルでワクチンの5回とか、6回とかいう時期で、非常に余りと言ってはおかしいですけれども、無駄の出ないようにというところが喫緊の課題として国も大臣とかも言っていましたが、その後なかなか明確な形でのものが現在できておりません。医師会のほうとは来週最終的な調整をすることになっておりますので、今国が言っているのは、とにかく無駄のないように、無駄のないようにと、その辺の範疇については前回全員協議会でいろんなご意見ちょうだいしていますので、どの範囲までできるか、きちっと確実な形になってからちょっとご答弁といいますか、ご回答させていただきたいなというふうに思っています。

- ○議長(三田敏秋君) 木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) この前も同僚議員のほうから、柔軟性を取ったほうがいいのではないかといった意見がありました。やはり高齢者になりますと、なかなか連絡もつきにくいし、会場のほうへすぐ来られないような状況なので、やはりできたらそういった柔軟性を持ったやり方で対応してもらいたいのですが、いかがでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内和広君) ワクチンを残さない中でできるだけ柔軟なのですが、それは不公平感とか、そういうものがない中で可能な限り有効な接種体制を組みたいというふうに思っております。
- ○議長(三田敏秋君) 木村貞雄君。
- ○17番(木村貞雄君) もう一点お伺いしますけれども、新潟県内でも各市町村で、高齢者施設と在 宅の高齢者とどっちが早くするか分かれているのですけれども、本市の場合は施設のほうが早いの です。これにはこれからも変わりないですか。
- ○議長(三田敏秋君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内和広君) 4月の2週、3週の分については、市長諸般の報告で申し上げましたとおり、施設のほうを優先させていただくと。それは医者が常駐している施設からまず始めましょうということでございます。現在のところは、それを優先してやるという方向、4月中はそこから始めるということで今調整をしているところであります。
- ○17番(木村貞雄君) 終わります。
- ○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、第6款農林水産業費についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(三田敏秋君) これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。 次に、第7款商工費についての質疑を行います。 15番、姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) これ見ると、このたび請願等で上がっている雇用調整助成金を活用している 企業体に対して、その法定福利と上がっていましたけれども、それになるのかどうか分かりません が、その事業体に雇用調整助成金をもらってやっているところに対して、出されるということで理解しておりますが、それが上限100万円、下限が10万円、それで3か月の合計が100万円となっておりますけれども、雇用調整助成金でもらっている3か月のが100万円、1か月30万円以上もらっているところの企業かなというふうに思います。それでいいのですよね、解釈としてみれば。
- ○議長(三田敏秋君) 地域経済振興課長。
- ○地域経済振興課長(山田和浩君) おっしゃるとおり1か月に例えば50万円もらった月、そして2か月目は30万円、3か月目は30万円だとしても、3か月合計で100万円超えますので、合計額でというふうに考えております。
- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 雇用調整助成金をいただいている会社、どうやって調べたか私は分かりませんけれども、例えば5人ぐらいで事業を営んでいる小規模です。どうしてもそういったようなことで容易でないということで、従業員さんに辞めてもらうのではなくて、では半月休んでくれと、あるいは週に2回休んでくれという事業所というのは一番せつないところにあるのです。それで、そういった事業所というのは、雇用のメンバーが限られているので、その人に対する思いというか、そこの小さいほど一人の重みがあるのです。1か月そうすればそういう方々5人で休んだ日を計算算出すると20万円でした、25万円万でした、では3か月もらっても75万円、こういう人たちは切り捨てられるわけです、これで。私は、雇用調整助成金をもらっている小さな事業所も大きな事業所も、これは比率でいっているわけですから、ある意味では大きなところだけ対象にするのではなくて、全体をフォローできるような仕組みづくりというのは大事だと思うのです。この辺いかがなものでしょうか。
- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) まさにそういう制度にしようということで実はスタートさせたのですが、姫 路議員のほうからはそう見えないということになれば、もう少し制度設計については、少し今後推 移を見ながらですけれども、やる必要があるのかなと思いますけれども、これ実は商工会議所、商 工会の皆さんとも協議をさせてもらって、過去に一律10万円の支援とか、いろいろ今までもやって きました。その中で、中小零細に届く分と中堅どころはなかなか漏れ落ちしているところであると。

私のほうから直接やっぱり3人、4人、5人雇用しておるところというのは、一番大変なのではないのというところから始まった実はものですので、これで終わるわけでありませんので、しっかりとこれからも中小企業支援の部分についてはブラッシュアップしていきたいというふうに思っておりますので、今いただいた意見は貴重な意見として受け止めさせていただきます。

- ○議長(三田敏秋君) 姫路敏君。
- ○15番(姫路 敏君) 市長がそういう気持ちでいてくれればありがたいということで、今後やるときには何かの補助金だったらいいのです、そういう枠組みでも何かの補助金だったら。これどっちかというと、頑張れよということの意味合いが強いので、ある意味ではあまり下限というのとか、合計でというよりも、使っている事業所の3か月分に対しての10%、5%、予算もあるのでしょうから、そうやるとみんなありがたく動けるなと思いました。今言うように、予算これで終わりではないので、今後も組み立てる中で、そういうところをしっかりとまず、商工会議所、商工会のほうと相談したというのは、それはそれでそういうところまで逆にどうだったのかなと思いますけれども、それはそれとして、こういう意見があるということで、酌み取っていただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

- ○議長(三田敏秋君) 12番、尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) 今ほど姫路議員から質問出た件なのですけれども、これ委員会の請願の審査 のときにも、課長のほうにその分母が分からないということで質問したときに、たしか170社か180社 ぐらいというふうな企業数というふうに私そのときは認識したのだけれども、85社というのは、実際どういうベースで調べたのですか。
- ○議長(三田敏秋君) 地域経済振興課長。
- ○地域経済振興課長(山田和浩君) 170社というのは、市の雇用維持奨励金、要は申請さえすれば10万円出しますよというところが170社だと。今回先ほどもお話あったとおり、下限を入れたというところの中で、数の調整をさせてもらった分、大体推計でしかないということでしか今申し上げられないのですけれども、それをもってまたハローワークさんのほうとも相談のほうはさせてもらいました。ただ、ハローワークさんは委員会のほうでもお話ししましたけれども、具体的な数字等は申し上げられないということでしたので、上限のほうをいただくような形になっております。
- ○議長(三田敏秋君) 尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) なかなか私も姫路議員と意見合うことは少ないのだけれども、このやつに関しては、先ほど姫路議員から提案ありましたけれども、やっぱり上限100万円というのは、私もハードルが高過ぎると思います。制度設計する段階で、いつからいつまでの3か月間を想定したのか分かりませんけれども、もうちょっとハードルを低くして、より多くの企業の方が受給できるように、先ほど市長からも答弁ありましたけれども、そのように制度設計改めて組み直していただきたいと

思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(三田敏秋君) 市長。
- ○市長(高橋邦芳君) 本当にそうなのです。一件一件歩いてくれということをお願いをしながら、 実は制度設計もしています。でもそれなかなかできません。それで実際に何件が対象になって、ど のくらいの事業規模で、どういうふうな支援が一番いいのかということをさんざん日々議論してい る中でありますので、ぜひ議会の皆様からも今般のように情報いただければ本当にありがたいと思 いますけれども、その中で最大限つくり込んだ制度というふうになります。これまで昨年春からず っと打ち続けてきている経済支援の中で、今ここが必要だろうということの選択をさせていただき ました。それで、今回の提案はこの形になりますけれども、これからやはり令和3年度につきまし てもまだまだしっかりと支えていかなければ、これがワクチンが普及をして変化はしますけれども、 ある程度日常が戻ってくる形が見えてくるまでは、いわゆる継続していかなければならないのだろ うと思っておりますので、この部分につきましては、歩みを止めないで、順次制度設計をしながら 提案をしていくような、そういう仕掛けにしていきたいというふうに思っております。
- ○議長(三田敏秋君) 尾形修平君。
- ○12番(尾形修平君) よろしくお願いします。終わります。
- ○議長(三田敏秋君) 第7款についてご質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(三田敏秋君) これで第7款商工費についての質疑を終わります。最後に、第10款教育費についての質疑を行います。7番、本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 教育長に、修学旅行のキャンセル料の補助金の補正でございます。コロナウイルスによるこのキャンセルという格好で、昨年度は私聞くことによると、やはりキャンセルした学校もあったと。中にはもうコロナウイルスだから、コロナに関わるような、発生しているような場所への修学旅行はもう当初から計画していなかったという中学校もありました。その中で、2年目に入るわけですので、実際修学旅行は行ったけれども、県内で済ませたとかという格好での学校がありました。2年目に入っているわけですので、やはり教育委員会のほうから、中学3年間の最後の修学旅行を実施させてやりたいというのが私の気持ちで、できれば安全なところをというのか、そういうところを検討した上で、キャンセル料なんて発生しないような修学旅行を計画・指導していただければと思いますが、いかがですか。
- ○議長(三田敏秋君) 教育長。
- ○教育長(遠藤友春君) おっしゃることもっともだと思います。ただ、例えば来年度、令和3年度 中学3年生の修学旅行は、令和元年度に保護者、学校、生徒等で方面が決められて、それから業者 選択をして、その企画が組まれて、積立てが始まって計画されております。ということで、おおむ

ね関東・関西方面を計画する中学校が全部なのですけれども、ということで、なかなかもう前々から計画しているということで、どうしてもそれを県内とかもしくは中止するとなると、企画料、キャンセル料が発生してしまうということで、前もってでは例えば県内でやるとか、東北のほうにするとかとなって、ではコロナが収束しつつあるとか、やっぱり関西へ行きたい、関東へ行きたいとなると、逆に今度はそういう旅行を組むことがなかなか全国から集中するわけですからできませんので、学校側としてはやはり関東・関西方面を事前に企画しているのだと聞いております。

- ○議長(三田敏秋君) 本間善和君。
- ○7番(本間善和君) 今回の補正というのは、ちょっと確認ですけれども、前回補正でこのキャンセル料を計上して、去年の秋というのか、しました分が済んだと思います。今回の補正というのは、これからの補正だと思うので、これからの取組として、できればこういうキャンセル料を使わないようなご指導を願いたいと、そういう格好でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第34号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 閉会中の継続調査について

○議長(三田敏秋君) 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会に関わる閉会中の継続調査については、各委員長申出のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申出のとおり決定をいたしました。

○議長(三田敏秋君) 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和3年第1回定 例会を閉会といたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 4時16分 閉 会